公定価格に関するFAQ(よくある質問)

このFAQは、単価を基に年間の運営費額を算定する際の参考となるよう作成したものです。追加・修正箇所には、網掛けをしてあります。

No.	幼伢	施設	家り	業	居	事項	問	頁
1						基本部分(配置基準)	幼稚園の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P12
2						基本部分(配置基準)	保育所の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P12
3						基本部分(配置基準)	認定こども園の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P12
4						基本部分(配置基準)	家庭的保育事業の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P13
5						基本部分(配置基準)	小規模保育事業A型・B型の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P13
6						基本部分(配置基準)	小規模保育事業C型の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P13
7						基本部分(配置基準)	事業所内保育事業の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P13
8						基本部分(配置基準)	公定価格上の子どもの人数・年齢に応じた配置基準については、どのように計算すれば良いのか。	P13
9						基本部分(配置基準)	教育・保育に従事する者には短時間勤務の職員を充てることができるのか。	P14
10						基本部分(配置基準)	公定価格における配置基準を上回る(又は下回る)運用は可能か。	P14
11						基本部分(年齢区分)	子どもの年齢については、いつ時点の年齢によることになるのか。【修正】	P15
12						基本部分(地域区分)	地域区分ごとの市区町村はどのようになっているのか。	P15
13						基本部分(地域区分)	他の市町村の子どもが利用する場合には、地域区分は利用者の居住地の区分が適用されるのか。それとも、施設の所 在地の区分が適用されるのか。	P15
14						基本部分	「公定価格の骨格案」の資料にある基本分単価の内訳には人件費、社会保険料事業主負担金、減価償却費などの経費が算定されているが、積算と異なる使途や異なる金額で人件費等を支払った場合、基本分単価は各施設・事業の実態 に応じて加算・減算されるのか。	

		施設	ኒ• ፤	影業	2			
No.	幼代	呆 認	家	小員	事店	事項	問 	頁
15						基本部分	基本分単価に含まれる教員のうち1人は主幹教諭として費用を算定されているが、主幹教諭の発令をしていない場合、減算されるのか。	P16
16						基本部分 調整部分(定員を恒常的 に超過する場合)	 定員を超えて受入れをしているが、施設型給付費は支払われるのか。【修正】 	P16
17						定員超過の場合の減額調 整	削除	P16
18						基本部分 学級編制調整加配	学級編制調整教諭の加配はなぜ36人以上300人以下のみ対象としているのか。	P16
19						処遇改善等加算	削除	P17
20						処遇改善等加算	削除	P17
21						所長(管理者)設置加算	削除	P17
22						副園長・教頭設置加算	副園長・教頭が学級担任をしている場合は、加算されないのか。	P17
23						副園長・教頭設置加算	副園長が免許保有者でない場合は加算の対象にならないのか。	P17
24						学級編制調整加配加算	学級編制調整加配加算の具体的な加算要件はどのようなものか。【修正】	P17
25						3歳児配置改善加算	3歳児配置改善加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P17
26						満3歳児対応教諭配置加 算	満3歳児加算は、3歳児全員に適用されるのか。	P17
27						満3歳児対応教諭配置加 算	年度当初から、満3歳児の受入れを想定して手厚く教員を配置し、年度途中から満3歳児を受入れて6:1配置が実現している場合、満3歳児加算はいつから適用になるのか。	P17
28						チーム保育加配加算	どういった場合にチーム保育加配加算の対象となるのか。	P18
29						チーム保育加配加算	加算人数に上限があるのはなぜか。	P18
30						通園送迎加算	運転手が兼務・外部委託の場合も加算が適用されるのか。	P18
31						通園送迎加算	長期休業期間中も加算が適用されるのか。	P18
32						給食実施加算	修業期間中において(休業期間中は除く)隔週など変則的に実施する場合の取扱いはどのようになるのか。長期休業期間中も加算が適用されるのか。	P18
33						給食実施加算	外部委託、外部搬入の場合も加算が適用されるのか。	P18
34						給食実施加算	削除	P18

	j	施設	・事	業				
No.	幼保	認	家人	∖事	居	事項	問	頁
35						外部監査費加算	加算額よりも高い/低い監査報酬額を支払った場合、加算単価は加算/減算されるのか。	P18
36						外部監査費加算	実施時期と加算時期との関係はどのようになるのか。	P19
37						外部監査費加算	外部監査を受けた場合は市町村による会計監査を省略することができるか。【修正】	P19
38						休日保育加算	他の施設(事業)を利用している子どもも休日に受け入れているが、その場合はどのように支払われるのか。	P19
39						休日保育加算	「休日保育の年間延べ利用子ども数」はその年度の見込みで良いのか。また、その場合、実績が見込みを上回った (下回った)場合にはどうなるのか。	P19
40						夜間保育加算	削除	P19
41						休日保育加算 夜間保育加算	居宅訪問型保育事業の休日保育加算や夜間保育加算の加算要件はどのようになるのか。	P19
42						資格保有者加算	資格保有者加算の加算要件はどのようになるのか。	P19
43						保育士比率向上加算	保育士比率向上加算の加算要件はどのようになるのか。	P19
44						家庭的保育支援加算	削除	P20
45						障害児保育加算	障害児保育加算の加算要件はどのようになるのか。	P20
46						減価償却費加算	保育所等の減価償却費加算はどのような施設(事業所)に加算されることになるのでしょうか。 一度、施設整備費補助を受けた施設は、何十年も前に補助を受けた場合であっても、加算を受けられないのでしょう か。【修正】	P20
47						賃借料加算	保育所等の賃借料加算はどのような施設(事業所)に加算されることになるのか。【修正】	P20
48						調整部分(分園の場合)	分園の場合はどのように計算すれば良いのか。	P21
49						調整部分(配置基準を下 回る場合)	認定こども園の場合の不足保育教諭等数の算定方法とその具体的な適用方法はどのようになるのか。【修正】	P21
50						. 2	幼保連携型認定こども園の場合であっても、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれかを有していれば減算されない のか。	P21
51						調整部分(職員資格を有 しない場合)	認定こども園の場合、3歳未満児保育を幼稚園教諭免許のみ保有する者が行っている場合や、学級担任に保育士資格のみ保有する者がなっている場合に減算されるのか。	P21
52						調整部分(土曜閉所する 場合)	削除	P21
53						調整部分(連携施設を設 定しない場合)	この調整は、どのような場合に適用されるのか。また、支援の頻度については、決まりがあるか。	P21
54						主幹教諭等専任加算	主幹教諭等専任加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P22

	施設・事業 o. 幼保 認 家 小 事		Ţ• 	事業	É			
No.	幼化	呆認	家	小	事店	事項	問	頁
55						主幹教諭等専任加算	主幹教諭等とあるが、主幹教諭以外はどのような職種が対象になるのか。	P22
56						主任保育士専任加算	主任保育士専任加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P22
57						主幹教諭等/主任保育士 専任加算	主幹教諭や主任保育士等が学級担任やクラス担当等を兼務することはできるのか。また、代替教員や代替保育士は、 他の業務と兼務することはできるのか。	P22
58						療育支援加算	療育支援加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P22
59	0					事務職員配置加算	幼稚園全体・認定こども園全体の利用定員が91人以上を満たしているが、非常勤事務職員がいない、もしくは専任の事務職員がいない場合などでも加算が適用されるのか。	P23
60						事務職員雇上費加算	事務職員雇上費加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P23
61						冷暖房費加算	冷暖房費加算はどの施設(事業所)に適用されるのか。	P23
62						除雪費加算	除雪費加算はどの施設(事業所)に適用されるのか。	P23
63						降灰除去費加算	降灰除去費加算はどの施設(事業所)に適用されるのか。	P23
64						高齢者等活躍促進加算	高齢者等活躍促進加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P23
65						施設機能強化推進費加算	施設機能強化推進費加算の具体的な加算要件はどのようなものか。【修正】	P24
66						栄養管理加算	削除	P24
67						小学校接続加算	小学校接続加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P24
68						第三者評価受審加算	第三者評価受審加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P24
69						第三者評価受審加算	第三者評価受審加算は5年に一度しか加算されないのか。	P24
70						加算部分全般	各月初日の状態で適否を判断する加算について、年度の途中や月の途中で加算の要件を満たした場合(満たさなくなった場合)はいつの時点から単価が変更されるのか。 また、適否の変更がない場合にも、毎月確認が必要なのか。	P25
71						加算部分2	加算部分 2 には各月(3月)初日の利用子ども数で除す事項がいくつかあるが、端数処理はどのようにするのか。	P25
72						その他	削除	P25
73						その他	給付費・委託費は毎月支払われるのか。	P25
74				[その他	月途中での入退所があった場合に給付費・委託費はどのように支払われるのか。	P25

	Ì	布設	· 引	業			\top
No.					事項	問	頁
75					その他	利用者負担額を誤って徴収したり、未納があった場合は、給付額に反映されるのか。	P25
76					基本部分(定員区分)	公定価格の「定員区分」における「定員」は、認可定員なのか、利用定員なのか。	P25
77					基本部分(定員区分)	認定こども園または保育所における保育認定子どもに適用される単価の「定員区分」については、2号定員、3号定員それぞれごとの単価が適用されるのか、それとも、2号・3号の合計定員の単価が適用されるのか。	P26
78					基本部分(定員区分)	認定こども園に適用される単価の「定員区分」については、例えば、利用定員100名(1号認定10名、2号認定60名、3号認定30名)の施設の場合、施設全体の定員をベースとして、1号については教育標準時間認定単価表の定員区分「91人から105人まで」の単価、2号・3号については保育認定単価表の定員区分「91人から100人まで」の単価が適用されるのか、それとも、1号については教育標準時間認定単価表の定員区分「15人まで」の単価、2号・3号については保育認定単価表の定員区分「81人から90人まで」の単価がそれぞれ適用されるのか。	P26
79					調整部分(土曜閉所する 場合)	削除	P26
80					基本部分(配置基準と学 級編制との関係)	幼稚園や認定こども園の公定価格上の職員配置基準は、学級ごとに満たす必要があるのか。	P27
81					公定価格	事業所内保育所を利用する従業員の子どもが、3歳以降も利用する場合、引き続き給付を受けることは可能か。	P27
82					公定価格	私学退職金団体の負担金は公定価格(基本分単価)に含まれますか。基本分単価の内訳を見ると、「社会保険料事業主負担金等(私立学校教職員共済等)」とありますが、自治体向けFAQ222番との関係も教えてください。【修正】	P27
83					公定価格	削除	P27
84					減算調整	減算調整されるのは、施設全体の利用定員が120%以上の場合でしょうか、それとも1号、2号、3号それぞれの利用定員で減算になるのでしょうか。また、減算するのは120%以上の分だけでしょうか、全体にかかるのでしょうか。 (例:施設全体で100人利用定員のところ、5年間130%の実利用がある。1号は定員どおり30人、2号は定員40人のところ52人、3号は定員30人のところ48人いる場合)	P28
85					休日、夜間保育加算	削除	P28
86					処遇改善等加算	処遇改善等加算がなされるのは保育士や幼稚園教諭だけなのでしょうか。	P28
87					通園バス代の実費徴収	1号認定子どもの公定価格のみ通園送迎加算がありますが、2・3号認定子どもはバスを利用できないのでしょうか。2・3号認定子どもがバスを利用できる場合は、その実費徴収額は、1号認定子どもよりも加算額分高く設定すべきでしょうか。	P28
88					給食実施加算	1号認定子どもの給食実施加算は全員に給食を実施する場合だけが対象でしょうか。	P29
89					公定価格	公定価格FAQ Q12によると、「平成27年度の制度施行時の経過措置(上記設定方法により地域区分が下がる市町村等)あり。」とありますが、認定こども園(幼稚園)の場合の1号認定についても経過措置は適用されるのでしょうか。	P29
90					加算要件の確認等	削除	P29
91					休日保育加算	公定価格の休日保育加算について、休日における給食に係る費用は含まれていると考えてよいですか。積算にどのような内容が含まれているのでしょうか。	P29

	施記	₽ •	事	垩				$\overline{}$
No.					居	事項	問	頁
92						処遇改善加算の要件	削除	P29
93						障害児受入の際の加算	障害児を受け入れた場合、地域型保育事業については、公定価格上、加算措置が設けられていますが、認定こども園や幼稚園、保育所については加算措置がないのでしょうか。	P30
94						特例給付の公定価格	1号認定を受けた子どもが保育所で特例給付を受ける場合や、2号認定を受けた子どもが幼稚園で特例給付を受ける場合の、それぞれの給付単価はどのようになるのでしょうか。	P30
95						基本部分、調整部分 (定員を恒常的に超過す る場合)	平成26年10月17日付け事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法 に基づく確認等に関する留意事項について」は、認定こども園を構成している幼稚園にはどのように適用されるの か。【修正】	P30
96						処遇改善等加算	処遇改善等加算の認定手続きのスケジュールはどのように想定していますか。また、認定の効果は年度当初に遡及されますか。	P31
97						園長の兼務	園長(施設長)を一人の者が兼務していますが、この場合の公定価格の扱いはどのようになるのでしょうか。認定こ ども園、幼稚園、保育所とで違いはありますか。	P31
98						休日保育の利用者負担額	休日保育加算の対象となる利用者から、所得に応じた利用者負担とは別に、休日保育の利用料を徴収することはできますか。また、出張等で単発的に利用する場合は、どのように取り扱うのでしょうか。	P31
99						休日保育の利用者負担額	常態的に休日保育を必要とする子どもの保護者にとっての週休日(例:店の定休日である火曜日が週休日)に、単発 的な仕事が入った場合や、園の行事等のために保育を行う必要があると園側が判断した場合、当該火曜日に保育を受 けることは可能でしょうか。その場合の利用者負担はどう取り扱うべきでしょうか。	
100						休日保育加算	休日保育加算の要件として、対象となる子どもに間食又は給食等を提供することが定められていますが、休日に自園 調理を行うことが困難であること等の理由により、保護者の同意があれば弁当持参も可能とする取扱いはできないで しょうか。	
101						基本単価と必要な職員配 置	保育所や認定こども園(保育認定2号・3号)の基本分単価に含まれる職員構成と実際に配置すべき保育士数との関係を教えてください。特に、休けい保育士や保育標準時間認定に係る非常勤保育士の加算分について、実際に保育士を配置する必要がありますか。配置できない場合は、公定価格の減額調整などがあるのでしょうか。 また、非常勤職員の配置とされている場合、その非常勤職員の従事時間などの要件はありますか。【修正】	
102						処遇改善等加算	削除	P32
103						療育支援加算	療育支援加算は、年度途中に障害児を受け入れた場合でも対象になりますか。また、当該障害児が年度途中に退所した場合はどうなりますか。	P33
104						担当職員(教育補助者) の資格要件	幼稚園の教諭免許状は取得しているが教職についたことがない者をチーム保育を担当する教育補助者として配置する際に、免許状更新講習の修了確認期限を経過している場合は、配置の日までに免許状更新講習を受講・修了する必要がありますか。	
105						休日保育加算	ある施設が、自園に在籍する子どもだけでなく、平日は近隣市町村の別の施設を利用している子どもも受け入れて休 日保育を実施する場合、休日保育にかかる給付金は、利用者数を按分した上で、利用者の居住するそれぞれの市町村 が給付することとなるのでしょうか。	
106						休日保育加算	 各市町村において休日保育の利用可能人数の上限を設定した場合でも、休日保育加算の対象となりますか。 	P33
107						処遇改善等加算	都道府県で行う処遇改善等加算の事務を市区町村(指定都市、中核市及び特定市町村を除く)に委ねる場合、どこまで委ねることができるのでしょうか。事務を委任する場合であっても、形式的に県に計画書や請求書を提出してもらら必要があるのでしょうか。	
108						処遇改善等加算	市独自に処遇改善のための加算制度を設けている場合、賃金改善要件の判定において、どのように取り扱えばよいでしょうか。	P34
109						処遇改善等加算	削除	P34

	施設	ļ • <u>ī</u>	E S	É				T
No.		•	_		居	事項	問	頁
110						処遇改善等加算	削除	P34
111						減価償却費加算	減価償却費加算について、敷地内に複数の施設が存在し、施設整備費補助金を受けたものと受けていないものが混在している場合や、単一施設であっても新築部分とその後の増築部分で施設整備費補助金を受けた受けないが分かれている場合、どのような取扱いになるのでしょうか。	P35
112						賃借料加算	「賃借物件による保育所整備事業」「小規模保育設置促進事業(賃貸料補助)」等の国庫補助を受けた施設・事業に ついては、賃借料加算は受け取れないのでしょうか。 開設前の賃借料の補助は賃借料加算と重複しないのではないでしょうか。	P35
113						加算部分全般	療育支援加算、事務職員雇上費加算、家庭的保育補助者加算など、職員の配置に係る加算については、当該職員の勤 務時間が最低何時間以上なければならない等の制限はありますか。	P35
114							認定こども園において、主幹教諭等を専任化させるための代替保育教諭等として、常勤1名と非常勤職員1名を配置することとされていますが、非常勤職員を2人配置した場合に、減算調整は適用されるのでしょうか。また、主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合について、減算調整は適用されるのでしょうか。【修正】	P36
115						事務職員配置加算	認定こども園の事務職員配置加算は1号の利用者がいない場合には加算されないのでしょうか。	P36
116						土曜日に閉所する場合の 減算・日割り計算	幼稚園型認定こども園で土曜日に閉所している場合も、その園を利用する2・3号認定子どもの公定価格については、「土曜日に閉所していることによる減算」が必要となるのでしょうか。 また、日割り計算をする際、除する日数は25日となるのでしょうか。	P36
117						連携施設(経過措置期間 中の減算)	家庭的保育事業等では、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第61号)附則第 3条の規定により、施行の日(平成27年4月1日)から10年間は連携施設の設定をしなくても良いことになっています が、この経過措置の間、公定価格は減算されることになるのでしょうか。	
118						調整部分(土曜閉所する 場合)	土曜日に閉所する場合の減算調整について、半日開所や開所時間が11時間に満たない場合も減算となるのでしょうか。 か。 また、半日開所のニーズしかない地域の場合、ニーズに合わせて半日しか開所しないことが考えられますが、この場 合も減算の対象となるのでしょうか。	P37
119						その他	保育認定子どもの利用者負担額の日割り計算において、休日保育を行っている等により開所日数が通常よりも多い場合も、土曜日に恒常的に閉所している等により開所日数が通常よりも少ない場合も、どちらの場合も25日で除するということで良いのでしょうか。【修正】	
120						処遇改善等加算	キャリアパス要件で必要となる「研修」は、どの程度のものであれば認められるのでしょうか。また、施設・事業所 職員の能力評価とはどのようなもので、どのような内容が必要でしょうか。	P38
121						高齢者等活躍促進加算	高齢者等活躍促進加算における高齢者等の範囲は、高齢者(満60歳以上)、身体障害者、知的障害者、母子家庭等の母及び寡婦等に限られるのでしょうか。	P38
122						減価償却費加算	家庭的保育事業等の減価償却費加算について、自宅の一部で保育を行う場合、家庭的保育事業の用に供する建物が自己所有であることというのは、自宅の名義が事業主でなければならないということか。 また、名義に関して、親族等との共有名義である場合は、どうか。	P38
123						減価償却費加算	減価償却費加算の加算要件に、「建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないこと」とあるが、この「国庫補助金」には、地方単独補助金が含まれるのか。 また、地方単独補助金が含まれないとする場合、過去に地方単独補助金の交付金を受けている施設から減価償却費加算の申請が出されてしまった場合、市町村は同加算の認定を行わざるを得ないのか。	P39
124						賃借料加算	賃借料加算においては、「国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと」が要件とされているが、賃借料について、前払いによりその一部又は全部が支払われ、毎月支払う賃借料が減額されている場合 の取扱いはどのようになるのか。	
125						処遇改善等加算	処遇改善等加算 の加算見込額の算定に当たって、公定価格上の加減調整部分の取扱いはどのようにすればよいのか。	P40

	Ĵ.	施記	没•	事	業				1
No.	幼保	く 記	忍家	小	事	居	事項	問 	頁
126							処遇改善等加算	加算見込額の算定について、各月初日の利用子ども数で除して単価を算出するような加算の場合、処遇改善等加算の 合計値を出す場合の単価に係る端数処理をどのように行えばよいのか。	P40
127							処遇改善等加算	平均経験年数の算定に当たり、職員の勤続年数の確認はどのような書類で行うべきか。【修正】	P40
128							減価償却費加算	要件のうち、「建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていないこと」とはどのように判断するのでしょうか。	P41
129							基本部分 調整部分(主幹教諭等の 専任化をしていない場 合)	主幹保育教諭等の専任化をしていない場合とあるが、「主幹保育教諭等」としてどのような職種が対象になるのか。 【修正】	P41
130							主幹教諭等専任加算/主 任保育士専任加算/調整 部分(主幹教諭等の専任 化をしていない場合)	「保護者や地域住民からの教育・育児相談、地域の子育て支援活動等」の要件はどのようなものか。	P41
131							主幹教諭等専任加算/調整部分(主幹教諭等の専 任化をしていない場合)	幼稚園型一時預かり事業で非在籍園児の受入れを行っているが、「一般型一時預かり事業」の要件を満たしているも のとして扱ってもよいでしょうか。	P42
132							調整部分(主幹教諭等の 専任化をしていない場 合)	主幹保育教諭等を専任化により子育て支援の取組を実施していない場合に該当する場合、加算を適用することができないのでしょうか。	P42
133							調整部分(主幹教諭等の 専任化をしていない場 合)	1号認定子どもと2・3号認定子どもの区分で共通する事業要件である「一般型一時預かり事業」及び「障害児に対する教育・保育の提供」については、それぞれ1号認定子ども又は2・3号認定子どもが対象となるのでしょうか。	P42
134							処遇改善等加算	 平均経験年数の算定にあたり、派遣労働者や、育児休業・産前産後休業を取得している職員は算定対象になるのか。 	P42
135							日割り計算	 各月(3月)初日の利用子どもの単価に加算する事項がいくつかあるが、月途中での入退所がある場合の日割り計算 はどのようにするのか。【修正】	P42
136							処遇改善等加算	小規模保育事業所や小規模な企業主導型保育事業所では主任保育士の職位が設けられておらず、管理者と保育士のみの事業所もあるが、このような事業所が処遇改善等加算 を取得する場合には「副主任保育士等」「職務分野別リーダー」とは別に「主任保育士」の職位も設けなければならないのでしょうか	
137							処遇改善等加算	小規模保育事業や小規模な企業主導型保育事業を行う事業所について、主任保育士を処遇改善等加算 による直接の 賃金改善の対象とすることはできるのでしょうか。	P43
138							処遇改善等加算	処遇改善等加算 の加算取得のために主任保育士の職位の設定が必要と考え、加算の取得に際して新たに主任保育士の職位の設定を行った小規模保育事業所や小規模な企業主導型保育事業所であっても、主任保育士の職位にある職員 を直接の賃金改善の対象とすることはできないのでしょうか。	P43
139							副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、加算の認定は、月毎に行うものとされていますが、施設の設置者から申請を毎月徴さなければならないでしょうか。 また、2号認定子どもについては施設(事業所)からの申請は不要ですか。	P44
140							副食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、副食費徴収免除加算における給食実施日を「施設(事業所)が把握している各月初日における副食の提供予定」としていますが、申請と実績に乖離がある場合について、加算の再認定を行う必要がありますか。	P44

		施	設	・事	業		T			
No.	幼(保	認习	家力	۱	事店	居	事項	問 	頁
141							副	食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、一部の日に給食の希望制をとっていますが、希望する子ども全員に副食の全てを提供できる体制をとっている場合には、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。	P44
142							副	食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、夏休み期間など長期休業中の預かり保育や一時預かり事業において副食を提供した場合、 副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。	P44
143							副	食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、午前中に教育の提供が終了する場合において、午後に預かり保育を利用する子どもに対し て副食を提供した場合は、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。	P45
144							副	食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、同じ月に副食の全部を提供する日と、おやつや牛乳のみなど、副食の一部を提供する日が ある施設について、ともに副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。	P45
145							副	食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、3歳児は弁当持参とし、4・5歳児には給食提供している場合、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。	P45
146							副	食費徴収免除加算	1号認定子どもについて、4歳児に給食を提供するが5歳児は遠足等の行事で弁当持参とする日があった場合、副食 費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。	P45
147							副		1号認定子どもについて、幼稚園の卒園式以降の日においては、幼稚園を卒園する1号認定子ども(以下この問にお いて「卒園児」という。)に給食を提供することはできませんが、卒園児以外の希望する全員に給食提供している場 合は、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しますか。	P46
148	(0					委		教育・保育の無償化に伴い、施設が徴収することとなった副食費について、社会福祉法人会計基準上、収支計算書、 事業活動計算書においてどのように区分するべきでしょうか。	P46
149	0	0	0)()(○施		本加算は、火災・地震等の災害時に備え、施設の総合的な防災対策を図る取組に必要となる経費が加算の対象となり ますが、災害備蓄品の購入は対象となりますか。	P46
150	(0	0				分	園	分園について、基本分単価において充足すべき職員の構成は、本園と同様でしょうか。	P46
151							0,	対育標準時間認定子ども 対利用定員を設定しない 計合	教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない幼保連携型認定こども園に適用するとされていますが、教育標準時 間認定子どもの利用定員は設定しているものの、利用子どもがいない場合には適用されますか。【修正】	P47
152							П		5歳児が3月の卒園月にA自治体からB自治体に転居した場合も、A自治体の支給認定を取り消して再度B自治体で支給認定を取得させ、施設型給付を日割り計算する必要がありますか。また、A自治体で支給認定を取り消さず月末まで維持し、一括して施設型給付を支払うことは可能ですか。	P47
153	(0	0			Э	±	曜日に閉所する場合	士曜日に開所していても保育を提供していない場合、閉所しているものとして取り扱うとのことだが、土曜日利用希望があり開所したが、当日キャンセルの連絡があり利用する子どもがいなくなった場合も閉所しているものと取り扱うのか。 また、土曜日に係る保育の利用希望がなく閉所する予定であったが、利用希望に変更があり、保育を提供するために開所した場合は、開所しているものと取り扱うか。【修正】	P47
154	(0	0			O	±	曜日に閉所する場合	土曜日が5日ある月の場合調整率の区分の取扱いはどうなるのか。また、土曜日が4日ある月でそのうち1日が祝日の場合の調整率の区分の取扱いはどうなるのか。	P48
155	0	(0				給	食実施加算	主食は「施設内の調理設備を使用してきめ細やかに調理を行っている」が、副食は「施設外で調理して施設に搬入し ているなど、自園調理と外部搬入を同時に行う方法により給食を実施している場合、加算額はどのように算定される のでしょうか。	
156	0	(0				給	食実施加算	週のうち数日、自園調理によって給食を提供し、残りの数日を外部搬入によって給食を提供する場合は、それぞれの 日数にそれぞれの単価を乗じた額を合計して加算額を算定するのでしょうか。	P48
157	0	(0				給		購入した食材を電子レンジで温めて提供するような給食を実施している場合は、自園調理分の単価を用いて加算額を 算定するのでしょうか?それとも外部搬入の単価を用いて算定するのでしょうか。	P49

	施設・事業 No. 幼 保 認 家 小 事				業				
No.	幼化	呆認	多	小	事	居	事項	問	頁
158	() C	C	С	0		土曜日に閉所する場合	年末年始に土曜日がある場合、閉所すると減算が適用されるのでしょうか。	P49
159	(Э		С	0		所長(管理者)設置加算	職員の急な休みに対応するため、施設長(管理者)が業務を代行した場合、「実際にその施設の運営管理の業務に専 従」していものとして減算が適用されるのでしょうか。	P49
160	(С	0		休日保育加算	 共同(輪番)により年間を通じて休日等に開所する場合の申請についてはどのようにすればよいでしょうか。	P49
161	() C		С	0		休日保育加算	企業主導型保育施設との共同(輪番)により年間を通じて休日等に開所する場合、企業主導型保育施設を利用した分の申請についてはどのようにすればよいでしょうか。	P50
162	(o c	C	С	0		土曜日に閉所する場合	土曜日にA園とB園との共同保育を、A園で実施したが、B園の在籍児しか利用がなかった場合、保育の提供がないものとして閉所しているものと取り扱われるのでしょうか。	P50
163							栄養管理加算	栄養士について、以下の場合、「配置」「兼務」「嘱託」のどれに該当するのでしょうか。 栄養士を派遣契約により配置する場合 法人本部で栄養士を雇用する場合 栄養管理業務を外部委託する場合	P50
164	0) C	C	С	0	0	その他	市町村において、各種加算の認定にまで至っていない場合、各施設・事業者への加算の支給については、どのように 対応すればよろしいでしょうか。	P50
165							処遇改善等加算	処遇改善等加算通知第3の2「賃金の改善の方法」において「対象者や額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職種の職員に対して重点的に講じられるよう留意する」とされていますが、各職員に傾斜をつけて賃金改善を行うことは一切認められないということでしょうか。	
166							処遇改善等加算	処遇改善等加算 の新規事由はどういう場合に該当するのでしょうか。	P51
167							処遇改善等加算	次のような事例は処遇改善等加算 の「新規事由」に該当しますか。 別表に定める「基礎職員数」の改正(例:「栄養管理加算」の追加)があった場合 利用児童の増加や他の加算取得により「基礎職員数」が増加する場合	P51
168							処遇改善等加算	基準年度について、「加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合」には、加算当年度の3年前の年度とすることも可能とされていますが、具体的にはどのような場合が該当するのでしょうか。【修正】	P52
169							処遇改善等加算	同一の設置者・事業者の賃金水準をもとに新規開設園の起点賃金水準を算出する場合は、どのように算出すればよいでしょうか。	P52
170							処遇改善等加算	計画段階においては、加算当年度の人件費の改定分に係る改定率は0%でよろしいでしょうか。	P52
171							処遇改善等加算	処遇改善等加算通知で示されている「事業主負担増加見込総額」及び「事業主負担増加相当総額」を算出する<算式>は「標準」とされていますが、別の方法による算定も可能と理解してよろしいでしょうか。	P52
172							処遇改善等加算	処遇改善等加算 の賃金改善を手当等で行っている場合、賃金改善見込・実績額及び賃金水準の算定の対象は「決 まって毎月支払われる手当」と「基本給」両方という理解でよろしいでしょうか。	P53
173							処遇改善等加算	「平成28年度における処遇改善等加算の取扱いについて」(平成28年6月17日3府省連名事務連絡)の3. に「基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金総額」に関する「簡便な算定方法」については、新しい処遇改善等加算通知が適用される令和2年度以降も使用可能と理解してよろしいでしょうか。	
174							処遇改善等加算	別紙様式2キャリアパス要件届出書は、内容に変更がない場合は、提出を省略できるでしょうか。【修正】	P53

No.	幼保	認家	 	居	事項	問	頁
175					処遇改善等加算	国家公務員の給与改定に伴う「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」について処遇改善等加算通知において示されている算式では、法定福利費等の事業主負担分(以下「事業主負担分」)が含まれることになります。 「起点賃金水準」には事業主負担分は含まれませんが、「賃金改善計画書」「賃金改善実績報告書」における「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」について事業主負担分をどのように取り扱えばいいでしょうか。	P54
176					処遇改善等加算	処遇改善等加算通知において実績報告時に以下の<算式>により算定した額以上であることを確認することとされている「各職員の増額改定分の合算額」について事業主負担分をどのように取り扱えばいいでしょうか。 <算式>(処遇改善等加算通知第4の2(3)オの 参照) 「加算当年度の加算 の加算額総額(増額改定を反映させた額)」×「増額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」【修正】	P54
177					処遇改善等加算	処遇改善等加算の金額の一部を他の施設・事業所に配分する場合には、「配分額」を ・加算新規事由がある場合には、「特定加算見込(実績)額」に ・加算新規事由がない場合には、「基準年度の賃金水準」に 反映することとされています。 「配分額」「特定加算見込(実績)額」には法定福利費等の事業主負担分が含まれている一方で、「基準年度の賃金 水準」には法定福利費等の事業主負担分が含まれないという違いがありますが加算新規事由がある場合とない場合で どのように取扱えばいいでしょうか。【修正】	P55
178						加算前年度に加算 賃金改善要件分(加算)の適用を受けておらず、それ以前に適用を受けたことがある場合、基 準年度の賃金水準についてどのように算出すればよろしいでしょうか。	P55
179					処遇改善等加算	起点賃金水準に合算する「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」は、「決まって毎月 支払われる手当」及び「基本給」に係る部分のみが対象となるのでしょうか。	P55
180					処遇改善等加算	賃金改善要件分の加算率が7%から6%に下がった場合、どのように取り扱えばよろしいでしょうか。	P56
181						令和2年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえ、公定価格が減額改定されましたが、令和2年度はこれを人件費に反映させず、給与水準を維持しました。このような事情がある場合でも、令和3年度に加算新規事由がない施設・事業所の基準年度は加算前年度となるのでしょうか。【修正】	P56

<以下、第20版において追加>

I					処遇改善等加算通知第3の2において、「処遇改善等加算による賃金の改善に当たっては、(中略)改善を行う賃金	Ž
	182			処遇改善等加算	の項目以外の賃金の項目(業績等に応じて変動するものを除く。)の水準を低下させないこと」とされているが、	P57
					「業績等に応じて変動するもの」とは具体的に何を指すのでしょうか。【追加】	

No.	幼	保	認习	家 /	١١	1 居	事項	問	答
1							基本部分(配 置基準)	幼稚園の公定価格上の配 置基準はどうなっている のか。	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 (園長) 1人 (幼稚園教諭) ・ 4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人 ・ 利用定員36人以上300人以下の施設については1人を加配 (事務職員) 1人及び非常勤事務職員(園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要)
2							基本部分(配置基準)	保育所の公定価格上の配 置基準はどうなっている のか。	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 (施設長) 1人 (保育士) ・ 4歳以上児30人につき 1人、3歳児20人につき 1人、1、2歳児6人につき 1人、乳児3人につき 1人 ・ 利用定員90人以下の施設については 1人を加配 ・ 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については 1人を加配 ・ 上記の定数に加えて非常勤保育士を配置 (事務職員) 非常勤事務職員(所長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要) (調理員等) 利用定員40人以下の施設は 1人、41人以上150人以下の施設は 2人、151人以上の施設は 3人 (うち1人は非常勤) 教育・保育に従事する者に短時間勤務の職員を充てる場合の取扱いについては、№ 9を参照すること。
3							基本部分(配置基準)	認定こども園の公定価格 上の配置基準はどうなっ ているのか。	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 (園長) 1人 (保育教諭等) ・ 4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人、1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人 ・ 2・3号の利用定員90人以下の施設については1人を加配 ・ 主幹保育教諭等を専任化させるための代替要員を2人加配 ・ 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人を加配 ・ 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人を加配 (事務職員) 1人及び非常勤事務職員(園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要) (調理員等) 2・3号の利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人

No.	2	幼亻	保言	認	家	/J\	事	居	事項	Į	問	答
4									基本部分置基準)	个(配	家庭的保育事業の公定価格上の配置基準はどう なっているのか。	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 (家庭的保育者) ・ 子ども3人につき1人 別途家庭的保育補助者を配置する場合は子ども5人まで (事務職員) 非常勤事務職員(定員3人以下の場合で家庭的保育補助者加算を適用する場合を除く。 また、家庭的保育者が兼務する場合・業務委託する場合は配置は不要) (調理員等) 非常勤調理員(定員3人以下の場合で家庭的保育補助者が調理員を兼ねる場合は配置は不要(その場合 は家庭的保育補助者加算は対象外))
5									基本部分 置基準)		小規模保育事業A型・B型の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	上記の定数のうちA型は100%、B型は50%以上 ^(*) は保育士
6									基本部分置基準)	个	小規模保育事業 C 型の公 定価格上の配置基準はど うなっているのか。	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 (管理者) 1人 (保育従事者) ・ 家庭的保育者 子ども3人につき1人(それぞれの家庭的保育者に補助者を配置する場合は5人) ・ 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については非常勤保育従事者1人を加配 ・ 上記の定数に加えて非常勤保育従事者を配置 (事務職員) 非常勤事務職員(管理者等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要) (調理員等) 非常勤調理員
7									基本部分置基準))(配	事業所内保育事業の公定 価格上の配置基準はどう なっているのか。	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 ・定員19人以下の小規模保育事業A型又はB型の基準が適用される事業所 「No.5」の回答を参照 ・定員20人以上の事業所 「No.2」の回答を参照

No.	幺	力化	認	家	小	事月	居	事項	問	答
8								基本部分(配 置基準)	公定価格上の子どもの人数・年齢に応じた配置基準については、どのように計算すれば良いのか。	
9								基本部分(配	教育・保育に従事する者 には短時間勤務の職員を 充てることができるの か。	
10								基本部分(配 置基準)		公定価格における配置基準を上回る配置を行うことは可能です。また、公定価格における配置基準を下回る場合、幼稚園・認定こども園(1号認定)については、これまで私学助成において年齢別の幼稚園教諭等の配置基準の設定がなかったため、新制度施行後すぐに公定価格における配置基準を満たすことが困難な場合があることから、そのような場合に公定価格を調整することにより対応することにしています(認定こども園は1号と2・3号で等分して減算する)。この場合でも、幼稚園設置基準や認定こども園の認可・認定基準を満たすことが求められます。

No.	幺	幼ほ	認	家	小	事	居	事項	問	答
11								基本部分(年		
12								世	地域区分ごとの市区町村 はどのようになっている のか。	地域区分ごとの市町村の一覧は、別添 1 を参照。なお、別添 1 に記載のない市区町村は「その他地域」となります。公定価格における地域区分は、以下のとおり設定しています。 ・国家公務員及び地方公務員の地域手当の支給割合に係る地域区分に準拠する。 ・国家公務員等の地域手当の設定がない市町村について、設定がある市町村に複数隣接し、又は囲まれている場合には、隣接している市町村のうち支給割合が最も近い市町村の地域区分まで引き上げる。 平成27年度の制度施行時の経過措置(上記設定方法により地域区分が下がる市町村等)あり。 また、令和 2 年度から、次の仕組みを設けることとしています。 ・国家公務員等の地域手当の設定がある市町村についても、より支給割合の高い市町村に囲まれている場合には、囲んでいる市町村のうち支給割合が最も近い市町村の地域区分まで引き上げる。
13								基本部分(地 域区分)	他の市町村の子どもが利 用する場合には、地域区 分は利用者の居住地の区 分が適用されるのか。そ れとも、施設の所在地の 区分が適用されるのか。	

No.	Ź	幼ほ	認	家	小	事	事項	問	答
14							基本部分	償却費などの経費が算定 されているが、積算と異 なる使途や異なる金額で	施設型給付費については、使途制限を設けておらず、各施設における人件費等の費用を全て積算どおりに支払わなければならないものではありません(個別の支出額に応じて単価を変更するものではありません)。なお、私立保育所においては市町村からの委託費として支払われることから、その使途の取扱いについては一定の範囲を定めることとし、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27年9月3日 府子本第254号、雇児発0903第6号)において定めています。
15							基本部分		学校教育を行うに当たり実際に主幹教諭又はそれと同等の立場の教諭が必要であることを前提に積算していますが、発令の有無を算定要件としているものではなく、減算されません。
16							基本部分 調整部分(定 員を恒常的に 超過 合)	- プロスが 体記刑給付费	市町村による確認の際に設定された利用定員の範囲内での受入れが原則となりますが、年度途中での利用希望者の増加等により利用定員を超えて受入れをする場合であっても、実際の入所児童数に応じて給付が行われます。ただし、恒常的に利用定員を超えて受入れをしている場合(幼稚園、認定こども園(1号認定子ども)は連続する過去2年度間、保育所・認定こども園(2・3号認定子ども)、小規模保育事業、事業所内保育事業においては過去5年度間常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の場合)には公定価格上定率で減額調整することになります。また、上記の状態にある施設・事業所に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行う必要があります。 利用定員は認可定員の範囲内で市町村による確認の手続の中で設定することになるため、実際の利用人数が恒常的に認可定員をも超えている場合には、利用定員の適正化とともに認可定員の適正化(都道府県等の認可権者の認可・届出等)も必要になります。また、私立幼稚園の利用定員の取扱いや公定価格の減額調整などについては、平成26年10月17日付事務連絡「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」及び自治体向けFAQの参考資料をご参照ください。 令和2年度以降のいずれかの年度の4月1日時点の待機児童数が1人以上である市町村に所在する小規模保育を実施する事業所であって、同一の敷地又は隣接する敷地に所在する幼稚園の設備を活用して小規模保育事業を実施するものについては、各年度の年間平均在所率が133%以上の状態とならない限り、公定価格の減算を適用しないこととする特例が設けられております。
17							定員超過の場 合の減額調整		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

No.	幼	保訁	忍家	小	事店	事項	問	答
18						基本部分 学級編制調整 加配	学級編制調整教諭の加配 はなぜ36人以上300人以 下のみ対象としているの か。	33人以下の極めて小院候は園は、必りして平断別の子級編削が1]わればい場合ものること、他月、人院候園は30.1(公正 価格における4等以上旧和罢甘淮)と25・4(幼稚園記罢甘淮における原則的お学纲綽制甘淮の上限)の美が嫁まるため。
19						処遇改善等加 算) 削除
20						処遇改善等加 算		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
21						所長(管理 者)設置加算		りません。 削除
22						副園長・教頭 設置加算	副園長・教頭が学級担任 をしている場合は、加算 されないのか。	副園長又は教頭を置く場合には、学級担任など教育・保育への従事状況にかかわらず、加算されます。
23						副園長・教頭 設置加算	副園長が免許保有者でない場合は加算の対象にならないのか。	公定価格(基本分)における幼稚園教諭等の配置基準を満たした上で、別途副園長を配置する場合については、特段免許 保有者の条件は課していません。
24						学級編制調整 加配加算	学級編制調整加配加算の 具体的な加算要件はどの ようなものか。【修正】	学級編制調整加配加算は、幼稚園との整合性を踏まえ、認定こども園全体の3歳以上児(1号・2号)の合計の利用定員が36人以上300人以下の施設で、年齢別配置基準に加えて保育教諭等を配置する場合に加算の対象にすることにしています。
25						3歳児配置改 善加算	体的な加算要件はどのようなものか。	3歳児の配置基準を15人につき1人としている場合に加算することを要件としており、実際に施設に配置されている幼稚 園教諭、保育士、保育教諭数が、 ・「No.1~No.3」及び「No.8」で示した配置基準、計算方法について、3歳児の配置基準を20人ではなく15人として 計算して算定された必要職員数 以上となる場合に加算することにしています。
26						満3歳児対応 教諭配置加算	満3歳児加算は、3歳児 全員に適用されるのか。	満3歳児の配置基準を6人につき1人とする場合に満3歳児のみに加算が適用されます。
27						満3歳児対応 教諭配置加算	年度当初から、満3歳児 の受入れを想定して年度 く教員を配置し、年度途 中から満3歳児を受入れ て6:1配置が実現して いる場合、満3歳児加算 はいつから適用になるの か。	満3歳児の受入れがされた時点からその年度内までの間について加算が適用されます。

No.	幼	保訁	忍家	小	事	居	事項	問	答
28							チーム保育加 配加算	どういった場合にチーム 保育加配加算の対象とな るのか。	副担任を配置している場合など、低年齢児を中心として小集団化したグループ教育・保育を実施している場合において、 基本分単価で求められる教員数に、他の加算の認定を受けた場合はその加算により求められる教員数を加えた「必要教員 数」を超えて教諭等を配置している場合に、その人数に応じて加算が行われることになります。(利用定員の区分ごとに 人数の上限があります。) なお、3歳児配置改善加算や満3歳児対応加配加算、チーム保育加配加算などの各種加配加算については、各園の実情に 応じて必要な加算を選択できることになります。
29							チーム保育加 配加算	 加算人数に上限があるの はなぜか	従前の幼稚園の教諭配置状況や私学助成からの円滑な移行を踏まえて、上限数を設定しています。(上限は利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上240人以下は3人、241人以上270人以下は3.5人、271人以上300人以下は5人(平成27年は4人)、301人以上450人以下は6人(平成27年は5人)、451人以上は8人(平成27年6人))なお、施設の判断でこの基準を上回る配置を行うことも可能であり、この場合の人件費は、上乗せ徴収等により賄うこととなります。
30							通園送迎加算	運転手が兼務・外部委託 の場合も加算が適用され るのか。	必ずしも専任運転手の配置を要件としておらず、例えば、運行委託によることも可能です。
31							通園送迎加算	長期休業期間中も加算が 適用されるのか。	年間に必要な経費を平準化して公定価格を設定しているため、長期休業期間の公定価格にも加算が適用されます。
32								の取扱いはどのようにな	 修業期間中の平均的な月当たり実施日数を4(週)で除して「週当たり実施日数」を算出してください(小数点第1位を
33							給食実施加算	外部委託、外部搬入の場合も加算が適用されるのか。	給食の実施方法の別にかかわらず、給食を実施している場合には加算されます。 ただし、 施設内の調理設備を使用してきめ細かに調理を行っている場合と、 施設外で調理して施設に搬入する方法により給食を実施している場合の別に異なる加算額が設けられています。 外部搬入は に該当しますが、外部委託については、安全・衛生面、栄養面、食育等の観点から施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、調理業務を第三者に委託する場合は ではなく に該当します。
34							給食実施加算		削除
35							外部監査費加 算	加算額よりも高い/低い 監査報酬額を支払った場 合、加算単価は加算/減 算されるのか。	加算/減算はされません。本加算の金額は実際の費用の実態を踏まえて平均的な額として設定しています。

No.	幼	保	認家	引	事	居	事項	問	答
36							外部監査費加 算	実施時期と加算時期との 関係はどのようになるの か。	当年度の3月時点で、当年度会計について会計監査人による監査を受けていることが確認できれば、当年度の3月分の単価に加算されます。(例えば、当年度会計について、監査報告書の発行の時期は翌年度となりますが、当年度の3月時点で、監査法人等と監査実施契約を締結していることが確認できれば、当年度(当該会計年度)の3月分の単価に加算されることになります。)
37							外部監査費加 算	市町村による会計監査を 省略することができる	公認会計士又は監査法人による外部監査を受けた幼稚園や認定こども園については、当該外部監査で軽微とは認められない指摘を受けた場合を除き、当該外部監査の対象となっている会計については、市町村等による会計監査を省略することができます。なお、公定価格における充足すべき職員の配置状況や、各加算等の要件については、指導監督等を通じてその適合状況を把握する必要があります。
38							休日保育加算	他の施設(事業)を利用 している子どもも休日に 受け入れているが、その 場合はどのように支払わ れるのか。	もの数も含まれまり。 たお、加管については、上記の延べ利田スども数(平中に他の施設(東業)を利田するスピもを今む)に応じて適田され
39							休日保育加算	の見込みで良いのか。また、その場合、実績が見 込みを上回った(下回っ	「休日保育の年間の延べ利用子ども数」は、過去の実績等を踏まえて利用見込みを算出し、市町村により加算額を認定することを想定しており、年度を通じて利用見込みに応じた同一の加算額が適用されることになります。また、実績が見込みを上回った(下回った)場合であっても、加算額の増額(減額)は行われません。なお、利用見込みと実績が大きく異なった場合には、翌年度の利用見込みの算出及び市町村による加算額の認定の際に、その実績を踏まえて適切な利用見込み数の算出・認定をする必要があります。
40							夜間保育加算		削除
41							休日保育加算		母子家庭等の子どもの保護者が夜間及び深夜 の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要性の程度及び家庭等の状況 を勘案し、居宅訪問型保育を提供すると市町村が認めた場合に適用されます。 概ね午後10時から午前 5 時の間に利用する日数が、各月における利用日数の合計に対して、概ね3/4以上見込まれること。
42								件はどのようになるの か。	資格保有者加算は家庭的保育事業及び小規模保育事業 C 型、居宅訪問型保育事業の家庭的保育者について、保育士資格、 看護師免許又は准看護師免許を有する場合に加算されます。また、小規模保育事業 C 型については、資格を有する人数に 応じて加算が行われます。
43							保育士比率向上加算	保育士比率向上加算の加 算要件はどのようになる のか。	保育士比率向上加算は小規模保育事業のB型及び同基準が適用される事業所内保育事業において、常態的に保育比率を3/4以上として保育を実施する場合に適用されます。 また、その際の必要保育士数については「No.5」の回答に準じて以下のとおり計算します。 (*)必要保育従事者数(整数化後)×3/4=必要保育士数(小数点第1位を四捨五入)

No.	幼	保	認	家	小員	居	事項	問	答
44							家庭的保育支 援加算		削除
45							障害児保育加 算		障害児 ^(*) を受け入れる事業所において、障害児2人につき1人の保育士等により保育する場合に加算の対象となります。 (*)市町村が認める障害児(身体障害者手帳等の交付の有無は問わない)
46							減価償却費加算	保育所等の減価償却費加 算はどのようされるが でのようされるが でのないでしまででは ででででででででででででででででででででででででででででででででで	(注1)施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること (注2)施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えありません。 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合
47								保育所等の賃借料加算は どのような施設(事業	保育所等の賃借料加算については以下の要件全てに該当する場合に加算されます。 (ア)保育所等の用に供する建物が賃貸物件であること(注) (イ)(ア)の賃貸物件に対する賃借料が発生していること (ウ)「賃貸物件による保育所整備事業」等の国庫補助(「認可保育所等設置支援事業の実施について」(平成29年3月 31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」 による国庫補助を除く。)を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと (エ)減価償却費加算の対象となっていないこと (注)施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること また、賃借料加算の地域区分については、別添2のとおりとなります。

No.	幼	保	認	家 /	小事	居	事項	問	<u>答</u>
48									分園を設置する施設の場合、「基本分単価」、「処遇改善等加算」、「加減調整部分における施設長を配置していない場合」については、中心園と分園それぞれの定員区分を基に単価を計算しますが、分園の場合に係る調整については、「基本分単価」及び「処遇改善等加算」の合計額の「10/100」を差し引いた額が適用されます。また、その他の加算については中心園と分園の定員を合計した定員区分を基に単価を計算します。
49								 認定こども園の場合の不 足保育教諭等数の算定方	施設全体(1号~3号)の実配置数(常勤換算値)が基本分単価における保育教諭等の配置基準を下回る場合に、不足保育教諭等数 = 年齢別配置基準(+保育認定子どもに係る利用定員が90人以下の施設については1 + 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1 + 学級編制調整加配加算の適用を受ける場合は1) - 園全体の実配置数(常勤換算)で算定し、不足保育教諭等数を1号と2・3号で等分(1人不足している場合はそれぞれ0.5人ずつ)して減算することになります。 「No.3、No.8」の回答を参照
50							員資格を有し	園教諭免許又は保育士資	幼保連携型認定こども園の保育教諭については当分の間は経過措置が適用されるため、資格要件に係る減算は適用しないことにしています。この調整項目については、幼保連携型認定こども園以外の3類型の幼稚園機能部分・保育所機能部分について、国の示す基準(職員資格)とは異なる基準により運営されている場合に調整することを想定しています。
51							員資格を有し	諭免許のみ保有する者が 行っている場合や、学級 担任に保育士資格のみ保	「No.50」のとおり、この調整項目については、幼保連携型認定こども園以外の3類型の幼稚園機能部分・保育所機能部分について、国の示す基準(職員資格)とは異なる基準により運営されている場合に調整することを想定しています。国の示す基準では、幼稚園型認定こども園における2号認定こどもの保育については幼稚園教諭免許を保有する者とする特例及び保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園における学級担任については保育士資格を保有する者とする特例を設けていることから、その場合については調整の対象にはなりません。
52							調整部分(土 曜閉所する場 合)		削除
53							調整部分(連 携施設を設定 しない場合)	この調整は、どのような 場合に適用されるのか。 また、支援の頻度につい ては、決まりがあるか。	家庭的保育事業等設備運営基準第6条に定める連携施設を設定しない事業所に適用します。なお。支援を受ける頻度については定めはなく、地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業を除く)の置かれている状況や支援の内容等を踏まえてご判断頂くことになります。

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
54								主幹教諭等専 任加算		主幹教諭等が保護者からの育児相談や地域の子育て支援活動等に専任させることができるよう、基本分単価に含まれる配置基準や3歳児配置改善加算等の職員配置による必要幼稚園教諭数に加えて代替要員を1人加配する場合で、以下の事業等を複数実施する場合に加算が適用されます。また、その場合は子育て支援活動費加算も対象になります。・幼稚園型一時預かり事業・一般型一時預かり事業・満3歳児に対する教育・保育の提供・障害児に対する教育・保育の提供・障害児に対する教育・保育の提供・継続的な小学校との連携・接続に係る取組
55									幹教諭以外はどのような	主幹教諭以外に副園長、教頭、指導教諭を専任化させる場合も加算の対象となります。 なお、副園長及び教頭については幼稚園教諭免許状を有していない者についても、一定の条件の下、任用が可能となって おり、本件専任化の対象とする場合も、免許の保有は要しません。
56								任加 質	主任保育士専任加算の具 体的な加算要件はどのよ うなものか。	主任保育士が保護者からの育児相談や地域の子育て支援活動等に専任させることができるよう、基本分単価に含まれる配置基準や3歳児配置改善加算等の職員配置による必要保育士数に加えて代替要員を1人加配する場合で、以下の事業等を複数実施する場合に加算が適用されます。 ・延長保育事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・乳児が3人以上入所している施設 ・障害児が入所している施設
57								主幹教諭等/ 主任保育士専 任加算	主幹教諭や主任保育士等 が学級担任やクラス担当 等を兼務することはでき るのか。また、代替教員 や代替保育士は、他の業 務と兼務することはでき るのか。	お、主幹教諭や主任保育士等が教育・保育に従事することを一切排除するものではなく、その役割を適切に果たす観点から、例えば、園運営の企画・調整、他の教諭や保育士等に対する指導・助言、学級担任やクラス担当等の職員が休んだ場合に代理で教育・保育を行うことを妨げるものではありません。
58								療育支援加算		障害児 ^(*) を受け入れている施設で、主幹教諭等(幼稚園は主幹教諭等専任加算、保育所は主任保育士専任加算が適用されている施設)を補助する者(非常勤職員であって資格の有無は問わない)を配置して地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算が適用されます。また、以下の区分に応じて加算額が異なります。(加算はA又はBのいずれか)・特別児童扶養手当の支給対象児童 ^(**) を受け入れている施設・・・A・A以外の障害児を受け入れている施設・・・B(*)市町村が認める障害児(身体障害者手帳等の交付の有無は問わない)(**)特別児童扶養手当の支給要件に該当するが、所得制限により支給されていない児童を含む

No.	幼	保	忍家	引	事	居	事項	問	答
59	0						事務職員配置加算		加算要件にある「基本分単価において求められる事務職員及び非常勤事務職員」については、園長等の職員が兼務する場合又は業務委託をする場合には別途配置する必要はありませんが、「基本分単価を超えて配置する非常勤事務職員」については、他の職員による兼務や業務委託ではなく、別途配置していただく必要があります。
60							事務職員雇上 費加算		
61							冷暖房費加算	(事業所)に適用される	冷暖房費加算は、施設(事業所)の所在地により加算額が異なりますが、「1級地から4級地」については、「国家公務員の寒冷地手当に関する法律1条第1号及び第2号」に掲げる地域となり、記載のない地域については「その他地域」の加算額が適用されます。
62							除雪費加算	除雪費加算はどの施設 (事業所)に適用される のか。	除雪費加算は「豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項」の規定に基づく地域に所在する施設(事業所)に対して加算が適用 されます。
63							降灰除去費加 算	降灰除去費加算はどの施設(事業所)に適用されるのか。	降灰除去費加算は「活動火山対策特別措置法」の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設(事業所)に対して加算が適 用されます。(別添 3 を参照)
64							高齢者等活躍 促進加算	古跡女女:チ頭/2)は110年の	高齢者等 ^(*) を非常勤職員として雇用(年間総雇用時間が400時間以上)し、児童の処遇の向上を図る場合であって、以下の事業等のうちいずれかを実施する場合に加算が適用されます。 ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設 施設 (*)高齢者(満60歳以上)、身体障害者、知的障害者、精神障害者、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦

No.	幺	幼侶	記	家	小	事	居	事項	問	答
65								施設機能強化 推進費加算	施設機能強化推進費加算の具体的な加算要件はどのようなものか。【修	職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設(事業所)の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設で、以下の事業等複数実施する場合に加算が適用されます。なお、加算額は実際に防災対策等に要した費用を基に加算されます。(1施設(事業所)当たり16万円が上限)(幼稚園の場合)・幼稚園型一時預かり事業、一般型一時預かり事業、満3歳児が入所している施設、障害児が入所している施設(認定こども園)・延長保育事業、幼稚園型一時預かり事業、一般型一時預かり事業、病児保育事業、満3歳児が入所している施設、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設(幼稚園・認定こども園以外施設・事業の場合)・延長保育事業、一般型一時預かり事業、病児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設
66							Ż	栄養管理加算		削除
67							/、 全	小子仪按规则 管	小学校接続加算の具体的 な加算要件はどのような ものか。	小学校との接続を見通した教育課程を編成しているなど、小学校との連携・接続に係る取組を行う施設を対象としており、具体的な加算要件は次のとおりです。(すべての要件を満たす必要があります。) 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。
68								第三者評価受 審加算	第三者評価受審加算の具 体的な加算要件はどのよ うなものか。	「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」や「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に沿って第三者評価を受審 しており、その結果をHP等により広く公表している場合に加算を行うこととしています。
69							(4) ST	采川首	第三者評価受審加算は5 年に一度しか加算されな いのか。	第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、その期間内において、1回限りの加算としています。

No.	幼	加保	認	家	小員	事 居	事項	問	答
70							加算部分全般	年度の途中や月の途中で加算の要件を満たした場合(満たさなくなった場合)はいつの時点から単価が変更されるのか。	加算の適否は、各月初日の状態で判断しますので、年度の途中や月の途中で加算の適否が変わる場合には、加算の適否が変更した日の属する月の翌月(月初日に加算の適否が変更となった場合には、その月)から単価が変更されます。ただし、自治体や事業者の事務負担に配慮し、加算の適否に変更がない場合において、国としては、毎月事業者が自治体に対して申請書を提出したり、自治体が事業者に対して加算要件の適合状況を確認したりすることを求めるものではありません。例えば、4月に加算の適用が認められれば、その後毎月申請書等を提出するのではなく、加算要件を満たさなくなった場合にその変更を踏まえた申請書を改めて提出することにより翌月から新しい単価を適用する取扱いも可能です。(この場合、指導監査により、事後的に各月の施設の状況と加算の適用状況の整合性について確認を行うことになります。)
71							加算部分2	加算部分2には各月(3月)初日の利用子ども数で除す事項がいくつかあるが、端数処理はどのようにするのか。	算式に従い単価を計算した結果については、加算項目ごとに10円未満端数切り捨てとなります。
72							その他		削除
73									給付費・委託費については、「各月初日の在籍児」に係る給付費等はその月中に支払い、「月途中での入退所」がある場合については、翌月の支給時(翌月初日の在籍児の支給時)に併せて支払うことを基本としています。
74							その他		
75							その他	収したり、未納があった 場合は、給付額に反映さ	給付費は、公定価格から市町村が定める利用者負担額を控除した額により支払われます(子ども子育て支援法第27条等)。徴収額を誤った場合や未納の場合であっても市町村からの給付費の額は変わりません(公費補填される仕組みではありません)。なお、徴収額を誤った場合や未納の場合は、施設(私立保育所を除く)・事業者において適正な金額を保護者から徴収してください。

No.	幼	保	忍彡	引	事	居	事項	問	答
76							基本部分(定 員区分)	公定価格の「定員区分」 における「定員」は、認 可定員なのか、利用定員 なのか。	利用定員です。
77							基本部分(定 員区分)	認定さも園または保育 所における保育の単価で もに適用される単価で ででは、2号定員の単価が は、2号でとの単価が までれるのか、その合計 ででするの ででするの ででするの ででするの ででするの ででするの ででするの ででする。 ででするの ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 でき	2号・3号の合計定員の単価が適用されます。
78							基本部分(定員区分)	認るつ定名認合べい単か価は区でのつ定人3単かそかに関いている。 でのは100名記とするでのは、100名記とするに関えるのは、160施の、準区で号価ら通に関えるの体で標員で号価ら過もでは表ののはでは表の人でのの人では表ののででのででのででのの人ででのででのの人ででのででのででのででのの人ででのででの	

No.	2	幼児	く 記	家	小	事	居	事項	問	答
79							睴	調整部分(土 翟閉所する場 合)		削除
80							量約	置基準と学級 編制との関	幼稚園や認定こども園の 公定価格上の職員配置基 準は、学級ごとに満たす 必要があるのか。	各年齢ごとの子どもの総数に対して各年齢ごとの職員配置基準を満たす必要があります。
81							2	公定価格	事業所内保育所を利用する従業員の子どもが、3 歳以降も利用する場合、 引き続き給付を受けることは可能か。	
82							2	公定価格	私学退職金団体の負担金 は公定価格(基本分単 価)に含まれますか。る 一本分単価の内訳を見事業 一、「社会保険学校教事 負担済等)」とありま 員共済治体向けFAQ222 での関係も教えてください。【修正】	公定価格の基本分単価の常勤職員の人件費については、引き続き都道府県による団体補助が行われることを前提に必要な 退職金経費を賄うよう積算しているものです。
83							2	公定価格		削除

No.	:	幼児	ママッショ	家	小	事	居	事項	問	答
84								減算調整	120%以上の分だけで しょうか、全体にかかる のでしょうか。 (例:施設全体で100人	
85								休日、夜間保 育加算		削除
86								処遇改善等加 算	処遇改善等加算がなされ るのは保育士や幼稚園教 諭だけなのでしょうか。	保育士や幼稚園教諭だけでなく、事務職員や調理員等も対象となります。また、処遇改善は非常勤職員も対象となります。
87								通園バス代の 実費徴収	3号認定子どもがバスを	通園送迎加算は送迎を利用する一部の1号認定子どもにのみ加算されるのではなく、施設として送迎を実施していれば1号認定子ども全体に加算が付きます。2・3号子どももバスを利用できますし、加算額で不足する必要経費は、1~3号の区分にかかわらず、バス利用者から、同額の実費徴収を行って構いません。

No.	2	幼児	く 記	家	小	事	事項	問	答
88							給食実施加算	1号認定子どもの給食実施加算は全員に給食を実施する場合だけが対象でしょうか。	1号認定子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日を実施日と考えます。したがって、保護者が弁当持参を希望し、給食を利用しない子どもがいる場合も、弁当持参を希望し給食を利用しない子どもを除く1号認定子ども全員に給食を提供できる体制をとっていれば実施日に含まれます。
89							公定価格	公定価格FAQ Q12による と、「平成27年度の制度 ででは、1年度の制度では、1年度の制度では、1年度の経過措置(区域では、1年間では、1年には、1年間では、1年には、1年には、1年には、1年には、1年には、1年には、1年には、1年に	全ての認定区分及び施設・事業において経過措置を適用します。(従って、市町村の管内に所在する全ての施設・事業の 地域区分は同一になります。)
90							加算要件の確 認等		削除
91							休日保育加算	公定価格の休日保育加算 について、休日における 給食に係る費用は含まれ ていると考えてよいです か。積算にどのような内 容が含まれているので しょうか。	休日保育加算については、平成26年度以前の休日保育事業を給付費等の加算として再整理したものであり、休日保育事業 と同様に給食及び間食に係る費用を算定しています。
92							処遇改善加算 の要件		削除

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
93								章害児受入の 祭の加算	障害児を受け入れた場合、地域型保育事業については、公定価格上、加算措置が設けられていますが、認定こども園や幼稚園、保育所についてはよ加算措置がないのでしょうか。	ご指摘のとおり、地域型保育事業において障害児を受け入れる場合には、障害児保育加算を設けることとしています。他方、認定こども園や幼稚園、保育所において障害児を受け入れた場合における財政支援については、既存の仕組みにより対応することとしています。具体的には、私立幼稚園については、私学助成の特別補助(特別支援教育経費)により対応することとし、保育所については従来通りの地方交付税措置により対応することになります。なお、認定こども園において私学助成や障害児保育事業の対象とならない障害児については、多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育経費)において対応することとします。これらの施設において、主幹教諭等(幼稚園は主幹教諭等専任加算、保育所は主任保育士専任加算が適用されている施設)を補助する者(非常勤職員であって資格の有無は問わない)を配置して主幹教諭・主任保育士等が、地域関係機関との連携や相談対応等の療育支援を行う場合には、療育支援加算の対象となります。
94								寺例給付の公 定価格	1号認定を受けた子どもが保育所で特例給付を受ける場合や、2号認定を受けた子どもが幼稚園でサインを受ける場合の、それぞれの給付単価はどのようになるのでしょうか。	「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成27年内閣府告示第49号)第3条及び4条において、規定されております。 (参考) 1号認定子どもが保育所を利用する場合(特別利用保育) ・保育所に適用される2号認定に係る公定価格が適用。 ・年度の初日の前日における年齢が、満2歳の子供の場合は基本分単価(保育短時間認定)から7,500円(副食費徴収免除対象子どもは3,000円)を減じた額。 2号認定子どもが幼稚園を利用する場合(特別利用教育) ・幼稚園に適用される1号認定に係る公定価格が適用。 なお、通常の教育時間を超える利用については、一時預かり事業(幼稚園型)による対応となる。市町村が施設等利用給付第2号認定のみなし認定(子ども・子育て支援法第30条の5第7項)を行うことで、無償化の対象とすることができる(保護者は施設等利用給付第2号認定の申請は要しない)。
95							基 白	基本部分、調整部分 (定員を恒常的に超過する場合)	して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」は、認定こども園を構成している幼	事務連絡に示している例外的・暫定的な利用定員設定及び公定価格の減算調整は、1号認定子どもについてのみ適用することを想定しています。具体的には、認定こども園を構成している幼稚園の適用単価の設定・減算調整(都道府県の判断により、私学助成との整合性等を踏まえて独自に厳格に減算する場合の下限の設定を含む。)に当たっては、認定こども園を構成している幼稚園部分全体の認可定員・実利用人員・基準適合定員に代えて、それぞれから2号利用定員を減じて得た人数を用いることとします。詳細は、自治体向けFAQ95番の参考資料(以下URL)をご参照ください。また、同FAQ110番のとおり、地域の実情に応じ、各都道府県において、当該参考資料と異なる取扱いが行われうることにもご留意ください。

No.	ź	力仔	認	家	小	事	居	事項	問	答
96								処遇改善等加 算	のように想定しています か。また、認定の効果は	処遇改善等加算を受けようとする施設・事業者は、都道府県知事・指定都市長・中核市長及び都道府県知事との協議により処遇改善等加算の認定事務を行うこととなった市町村長が定める日までに、必要書類を市町村長に提出することとしており、具体的には都道府県等が定めるスケジュールによることになります。また、加算認定が年度途中になった場合、事業者からの申請ベースで適用した上で、認定がなされた後に設定の効果を年度当初に遡及して適用することになります。
97								園長の兼務	園長(施設長)を一人の 者が兼務していますが、 この場合の公定価格の扱いはどのようになるので しょうか。認定こども 園、幼稚園、保育所とで	幼稚園については、必置の職員である園長の人件費は基本分単価に含まれています。したがって、何らかの事情で園長が専任でない場合であっても公定価格上減算されることはありませんが、専任でない園長を置く幼稚園にあっては、原則として、副園長等の教員を1名追加して配置すること(幼稚園設置基準第5条第3項)とされており、当該教員分の人件費は公定価格上は算定されません。認定こども園については、いずれの類型ともに、幼保連携型認定こども園に準拠し、幼稚園と同様の取扱いとなります(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第5条第3項備考第4号)。また、保育所については、施設長の人件費は基本分単価に含まれていますが、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従することが要件としてあり、要件が満たされない場合は、「施設長を配置していない場合」の調整が適用されます。
98								休日保育の利 用者負担額	休日保育加算の対象となる利用者から、所得に別 る利用者負担とは別 に、休日保育の利用料を 似することはででで か。また、出張等さ 的に利用する場合は、ど のように取り扱うので しょうか。	なの、休暖省のパタルもかぶな山水寺により休月が必女な仏窓になるなど、半光とかけ休月を利用する場合についても、 休口保奈加管の対象とすることもできます。この担合け、休口保奈加管により费用が貼われることにかるため、保護老が

No.	幼亻	呆該	忍家	小	事	居	事項	問	答
99							休日保育の利 用者負担額	常ととの週事行う断に能の扱いのでは、日本のでは、一年ののでは、一年ののでは、一年ののでは、一年ののでは、一年ののでは、一年ののでは、一年ののでは、一年ののでは、一年ののでは、一年のののでは、一年のののでは、一年のののでは、一年のののでは、一年のののでは、一年のののでは、一年のののでは、一年のののでは、一年ののののでは、一年ののののでは、一年のののでは、一年ののののでは、一年ののののでは、一年のののでは、一年のののでは、一年のののでは、一年のののでは、一年のののでは、一年のののでは、一年のののでは、一年のののでは、一年のののでは、一年のでは、一年ののでは、一年ののでは、一年のでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	保育の提供は、原則として保育が必要な場合に限られますので、就労が認定事由である場合、保護者が就労していない日には、基本的には保育を受けられないことになりますが、お尋ねのように、通常の休業日に仕事が入り、保育を必要とする状態になった場合や、子どもに対する集団保育の観点から保育が必要であると園が判断する場合に、保育の利用を妨げるものではありません。また、その場合、別途の利用料を徴収することはできません。
100							休日保育加算	休日保育加算の要件として、対象とな食等を提供する子ど提供を含いた。 で、対象となりではないではないではないではないではないではではではではではではではでいるではでいる	日曜日における就労等に係る保育ニーズへの対応の観点から、間食又は給食等の提供をしていただくことが基本ですが、 保護者の同意を得て弁当持参により対応することも考えられます。

No.	幼化	呆部	忍家	小	事	居	事項	問	答
101							基本単価と必 要な職員配置	教えてください。特に、 特に、 特に、 特に、 特に、 特に、 特に、 特に、	「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(平成28年8月23日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の各事業類型の「基本部分」にあるとおり、基本分単価に含まれる休けい保育士や保育標準時間認定に係る保育士(常勤)等についても、年齢別配置基準とは別途配置する必要があり、これを満たさない場合は、指導の対象となります。なお、保育標準時間認定子どもが少数の場合で、ローテーション勤務により対応しているなど、常勤保育士を別途配置する必要性が低くる場合には非常勤職員とすることも差し支えないこととしており、教育・保育が円滑に行われるよう、実態に応じて市町村が適切に御判断ください。また、幼稚園や認定こども園については、これまで年齢別配置基準の設定がなかったことから、配置基準に達していない施設に配慮して、公定価格上調整措置を設けて、費用を調整することにしています。また、保育標準時間認定に係る非常勤保育士など、基本分単価に含まれる非常勤職員の取扱いについては、従事時間等の具体的要件は定めていませんので、教育・保育が円滑に行われる体制がとられているか、実態に応じて市町村が適切に御判断ください。なお、小規模保育事業等の保育標準時間認定における非常勤保育従事者も同様の取扱いとなります。
102							処遇改善等加 算		削除
103							療育支援加算	療育支援加算は、年度途 中に障害児を受け入れた 場合でも対象になります か。また、当該障害児が 年度途中に退所した場合 はどうなりますか。	月の初日において障害児が1人以上利用している場合、仮に当該障害児がその後に退所した場合であっても、当該月以 降、年度を通じて加算の対象となります。(例えば、4月当初は障害児の受け入れがなく、7月に障害児を受け入れ、当 該障害児が10月に退所した場合、7月以降の9か月分が加算の対象となります。)

No.	섨	加保	認	家	小	事	事項	問	答
104								幼稚園の教諭免許状は取 の教諭免許状につるが教職を 得してがない者を教育と を担当配置を を担いまするののでは を担いまするののでは ののでは、 を対して ののでは、	当該者が、事業開始までに免許状更新講習の受講・修了及び免許管理者の確認等の所定の手続きを行えなかった場合については、新制度への円滑移行の観点から、各市町村の判断により、地域の免許状更新講習の開講状況などを勘案のうえ、1年以内の一定期間内に所定の手続きを行うことを条件として、チーム保育の担当職員として配置を認めることを可能とします。
105							休日保育加拿	施設を利用している子ど もも受け入れて休日保育 を実施する場合、休日保 育にかかる給付金は、利	休日保育加算については、「休日保育の年間の延べ利用子ども数」の区分に応じた加算額となっていますが、この利用子ども数には、平日は他の施設(事業)を利用している子どもであっても、休日保育の利用を受け入れる場合にはその子どもの数も含まれます。 例えば、平日に他市町村の利用者が利用しない園において、休日保育のみ近隣市町村からも受入を行う場合、他市町村からの利用者も含めた「休日保育の年間延べ利用子ども数」による加算を施設所在地市町村が支払うことになりますが、その休日保育費用相当分を居住地市町村との間で調整いただくことは差し支えありません。
106							休日保育加拿		休日保育加算は、各施設・事業者が利用可能人数の上限を設定している場合であっても、「休日保育の年間ののべ利用子 ども数」に応じた加算の対象となります。なお、各市町村においては、休日保育に対するニーズを満たすよう取組みが求

No.	幺	力保	認	家	小	事	居	事項	問	答
107								処遇改善等加 算	都道所県で行う処遇改善 一年で行う処遇とで行う処遇区町及市事務を中核での事務をでするではです。 で行うででいるではできるとができる。 でできるのではできるのではできるとができる。 でできるのではできるのではできる。 でできるのではできるができまる。 でできるのでは、まずのでは、まがのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まずのでは、まがのでは、まがのでは、まずのでは、まずのでは、まがのではではでは、まがではではではではではではではではではではではではではではではではではではでは	
108								処遇改善等加 算	市独自に処遇改善のため の加算制度を設けている 場合、賃金改善要件の判 定において、どのように 取り扱えばよいでしょう か。	賃金改善要件については、市独自に加算制度を設けている部分を除いて判定していただくこととなります。
109								処遇改善等加 算		削除

No.	幺	力保	認	家	小	事	居	事項	問	答
110								処遇改善等加 算		削除
111								減価償却費加 算	が存在し、施設整備費補助金を受けたものが混在している場合や、単分としている場合や、単分とを設めても新築の増築部分で施設を強っても新いたの増築が分かれている場合、	減価償却費加算は、施設整備費等の国庫補助金の交付を受けていないものが対象となります。したがって、同じ敷地内に施設整備費の国庫補助を受けた施設と受けていない施設が混在する場合、補助金を受けていない施設については、加算要件に該当する場合には、加算の対象となります。また、同じ敷地内に保育所の他に別棟で給食室等を建設した場合は単一の保育施設とみなされますので、国庫補助金の交付を受けている場合は、減価償却費加算の対象となりません。他方、新築部分と増築部分で施設整備費補助金を受けた、受けないが分かれている場合であっても、当該施設としては施設整備費の国庫補助を受けていますので加算の対象とはなりません。ただし、施設整備費等国庫補助を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、老朽化等を理由として改修等が必要と市町村が認める場合であって当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと等の要件に該当する場合には、この限りではありません。
112								賃借料加算		「賃借物件による保育所整備事業」「小規模保育設置促進事業(賃貸料補助)」等の国庫補助事業については、事業開設 後の賃借料にも充てられることから、当該補助を受けている期間中は賃借料加算の対象とはなりませんが、当該国庫補助 事業による補助がなくなった翌月分からは委託費や地域型保育給付等の中で賃借料加算を支払うこととなります。

No.	幺	加保	認	家	小員	事 扂	事項	問	答
113							加算部分全般	療育支援加算、事務職員 雇上費加算、家庭的保育 補助者加算など、職員の 配置に係る加算について は、当該職員の勤務時間 が最低何時間以上なけれ ばならない等の制限はあ りますか。	加算の趣旨が実現される勤務実態となっているかどうか踏まえ、各市町村において適切に認定を行っていただくようお願 いします。
114							幹教諭等の専	ととされていますが、非 常勤職員を2人配置した	なります。 貫向の事例でれたは、吊動職員「人の配直が満たされないため、ヨ該吊動職員力の減算調整のみが適用される こととなります。 また、
115							事務職員配置 加算	認定こども園の事務職員 配置加算は1号の利用者 がいない場合には加算さ れないのでしょうか。	事務職員配置加算の適用を受けることはできませんが、認定こども園においては2・3号の加減調整部分における「1号 認定子どもの利用定員を設定しない場合」の費用の調整により、事務職員配置加算に相当する額を含めております。

No.	幼化	呆 認	家	小	事	事項	問	答
116						土曜日に する場合(算・日割! 算	火 羽口に田にしていてーし	場
117							経 の規定により、施行のE 中 (平成27年4月1日)から 10年間は連携施設の設置	財
118						調整部分 曜閉所す 合)	土曜日に閉所する場合の 場合の は は に は に は り は り は り は い は い は い り い り い り り い の の い り い の の い り い の の い り い の の い り い の の い り い の い の	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日

No.	Ź	幼化	引記	家	小	事	居	事項	問	答
119								その他	保育認の日本の利用者 保育認の日日は 子とも計算で 子とも ではまり ではまり ではまり ではまり ではまり ではまり ではまり ではまり ではまり ではまり ではまり ではまり ではまり ではまり ではまり ではまり でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる	ます。 詳しくは、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(平成28年8月23日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)第2をご参照ください。
120								処遇改善等加 算	程度のものであれば認め	でないものを除さ、施設の美情に応して取り組んでいれは認められるものになります。 また、能力評価については、個別面談や、自己評価に対し施設長や管理職の職員等が評価を行うなどが考えられます。施 設・事業所の職員が業務や能力に対する自己評価をし、その認識が事業者全体の方向性でどのように認められているのか
121								高齢者等活躍 促進加算	高齢者等活躍促進加算に おける高齢者等の範囲 は、高齢者(満60歳以 上)、身体障害者、知的 障害者、母子家庭等の母 及び寡婦等に限られるの でしょうか。	精神障害者(精神保健及び精神障害者法に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持している者)なども考えられます。

No.	2	幼化	呆該	多家	小	事	居	事項	問	答
122								減価償却費加 算	に供りる娃彻が日にから	加算要件に「自己所有であること」としていますので、原則として、自宅の一部を改修して保育を行う場合であっても、建物の名義が事業主でなければ、減価償却費加算の対象とはなりません。 ただし、家庭的保育事業等は、保育者の居宅等を保育の提供場所としている場合もありますので、建物が配偶者や生計を一にしている者の名義であるなど、社会通念上、要件の主旨に反しないと判断される場合は加算要件を満たしているものとして差し支えありません。
123								減価償却費加 算		加算要件(ウ)における「国庫補助金」には、地方単独補助金は含まれませんが、減価償却費加算の趣旨に鑑み、地方単 独補助金と二重交付とならないよう、市町村判断で加算の認定をしないという判断も可能です。

No.	幼	保	認	家	小員	居	事項	問	答
124							賃借料加算	賃借料加算においては、 「国庫補助を受けた施設 についたが強調が生じている残額が生じされている。 が生と」ができれているが、賃借料について、 がは全部ではないのであるが、 は全部ではないのである場合のようになるのか。	一括払いや分割払いといった賃借料の支払い方により加算の適用期間が変わるのは、公平性の観点から望ましくありませんので、実質的にどの期間の賃借料について国庫補助金が充当されているかを判定し、当該期間(国庫補助対象期間)については、賃借料加算が適用されない取扱いとなります。 具体的な国庫補助対象期間の算定に当たっては、国庫補助基準額から礼金の額を控除した金額(礼金を国庫補助対象とする場合に限る。)を前払いによる減額を考慮しない月額賃借料で除し、これにより得られた月数(小数点以下切り上げ)が国庫補助対象期間となります。ただし、賃借料に係る契約等において、国庫補助金を賃借料に充当する期間・金額について個別に定めている場合は、当該定めによる期間が国庫補助対象期間となります。 例:減額前の月額賃借料150万円、礼金300万円、20年契約、国庫補助基準額4,100万円の場合契約時に4,100万円を前払い(礼金含む)することで、月額賃借料を減額している場合(契約等において、国庫補助金を賃借料に充当する期間等の定めがない場合) (4,100万円・300万円)÷150万円=25.33月国庫補助対象期間 26月 契約時に4,100万円を前払い(礼金含む)することで、月額賃借料を減額している場合(契約等において、契約期間全期間の賃借料に国庫補助金を充当する定めがある場合) 国庫補助対象期間 240月(=20年間)
125							処遇改善等加 節	処遇改善等加算 の加算 見込額の算定に当たっ て、公定価格上の加減調 整部分の取扱いはどのよ うにすればよいのか。	加算見込額の算式における「処遇改善等加算の単価の合計額」の算定に当たっては、実際の加算額と極力近しい値となるよう見込む必要があります。 従って、「土曜日に閉所する場合」など、処遇改善等加算に関連する各調整部分についても、加算見込額の正確性を高めるために、調整部分のうち処遇改善等加算部分を算出し、以下の算式で導かれる値を加算見込額から減算することになります。 【「土曜日に閉所する場合」の加算見込額算定上の算式】 {(処遇改善等加算 + 3歳児配置改善加算のうち処遇改善等加算部分 + 夜間保育加算のうち処遇改善等加算部分) × 賃金改善要件分の加算率 ÷ 処遇改善加算の加算率 } x /100 (/100は、各定員区分によって決定)
126							処遇改善等加 算	加算見込額の算定について、各月初日の利用子ども数で除して単価を算出するような加算の場合、処遇改善等加算の合計値を出す場合の単価に係る端数処理をどのように行えばよいのか。	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準(平成27年内閣府告示第49号)第14条の定める端数計算の取扱いに準じ、単価が10円以上であった場合は、10円未満を切り捨て、10円未満であった場合は、小数点第1位を切り捨てすることとします。例:認定こども園、各月初日の利用子ども数:35人療育支援加算の処遇改善等加算の単価の求め方120÷35=3(小数点第1位切り捨て)

No.	幼	保部	②家	小	事厄	事項	問	答
127						処遇改善等加 算	たり、職員の勤続年数の 確認はどのような書類で	平均経験年数の算定に当たり、個々の職員の勤続年数の確認に必要な書類については、国として一律の証明書を求めるものではありません。職歴証明書、雇用保険加入履歴や年金加入記録など、加算認定申請書に記載された職歴が把握・推認される資料等によって算定することが考えられます(職歴証明書によらず、雇用保険加入履歴や年金加入記録などから推認する場合は、労働条件通知書等もあわせて確認することが考えられます。)。また、記載事項としては、事業所名、職種(保育士、調理員等)、雇用形態(常勤、非常勤等)、勤務時間、雇用期間など、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算 及び処遇改善等加算 について」(令和2年7月30日付け通知)(以下「処遇改善等加算通知」という。)第4の1の内容が確認できるような項目が考えられます。
128						減価償却費加 算	要件のうち、「建物の整備に当たって、施設整備 費との交付を受けている。 判断するのでしょうか。	 減価償却費加算は、施設整備費等の国庫補助金(以下「整備費等補助金」という。)の補助対象となる整備等(株式会社の場合は、整備費等補助金の対象外であることから、整備費等補助金の補助対象と同等の整備等)を実施しながら、整備費等補助金の交付を受けない場合に加算されるものです。 減価償却費加算の適用の有無は、以下を基準に判断してください。 1. 保育所の場合 減価償却費加算の適用の有無の判断は確認を受けた施設・事業所ごとの単位で行います。
129						基本部分 調整部分(主 幹教諭等の専 任化をしてい ない場合)	が、「主幹保育教諭等」 としてどのような職種が	副園長、教頭及び主幹保育教諭・指導保育教諭(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においては、主幹教諭・指 導教諭・主任保育士)が対象になります。 なお、副園長及び教頭については幼稚園教諭免許状・保育士資格を有していない者についても、一定の条件の下、任用が 可能となっており、本件専任化の対象とする場合も、免許・資格の保有は要しません。

No.	幼	保	認家	艮儿	事	居	事項	問	答
130							主幹教諭等専 任加算/主任 保育士専任加 算/調整部 第三幹教諭を の専任化い場 でいない場 でいない場	の教育・自己相談、地域の子育て支援活動等」の	
131							即刀(工针叙	幼稚園型一時預かり事業で非在籍園児の受入れを行っているが、「一般型一時預かり事業」の要件を満たしているものとして扱ってもよいでしょうか。	幼性風空一時預かり争乗を夫心している幼性風寺にのいて、地域の預かり――人を適切に始まんなから、幼性風空として 北大国用の類かりを行っており、一郎刑一時類かり東米を字旋する担合のニーブに一字程度対応していると初められる担
132							幹教諭等の専 任化をしてい	主幹休育教諭寺を専住化により子育て支援の取組を実施していない場合に該当する場合、加算を適	場合でも、等性代質教訓寺の配置が行われているのであれば、主幹保育教訓寺の等性化や規定される複数の事業をしているいことをもって、加算を取得できなくなることはありません。 なお、代替保育教諭等の配置が行われていない場合にも、これにより直ちに加算が全く取得できなくなるわけではなく、 加質分(例:チャム保育加配加質)として位置ははている人員の一部又は全部を代替保育教諭等として充当し、甚本分別
133							調整部分(主 幹教諭等の専 任化をしてい ない場合)	業」及び「障害児に対す	これらの事業の実施については、認定こども園全体で一般型一時預かり事業や障害児に対する教育・保育の提供を行っていれば、1号認定子ども及び2・3号認定子どもの区分の双方について当該事業を実施していると取り扱います。
134							如何以 是可 加 算	平均経験年数の算定にあたり、派遣労働者や、育 たり、派遣労働者や、育 児休業・産前産後休業を 取得している職員は算定 対象になるのか。	刀、自元小未・圧削圧後小未で取付している職員(以下、 自小寺取付有」/については、当該小未期间の有論・無論

No.	幺	功 係	認	家	[小	事	居	事項	問	答
135								日割り計算		付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)におい て、「各月初日の利用子どもの単価に加算」、「3月初日の利用子どもの単価に加算」又は「各月(3月)初日の利用子
136								処遇改善等加 算	小規模保育等では 事業保育 事業性保育 事業性保育 事業性保育 所では 主任保育 のでは きる が設する では きる が のよう が のよう のよ 等に に い の の の の の の の の の の の の の の の の の	小規模保育事業所(事業所内保育事業所(A型又はB型)を含む。)及び企業主導型保育事業所(定員が19人以下の事業所に限る。)については、処遇改善等加算 の取得に際して、「副主任保育士等」及び「職務分野別リーダー」に対応する職位を設ければよく、これに加えて、主任保育士の職位を新たに設ける必要はありません。
137								処遇改善等加 算	小規模保育事業や小規模 な企業主導型保育事業を 行う事業所について、主 任保育士を処遇改善等加 算 による直接の賃金改 善の対象とすることはで きるのでしょうか。	

No.	幺	力保	認	家	ٳٳٳ	事 居	事項	問	答
138							処遇改善等加 算	処遇改善等加算 の加育 の加育 の加算 の表めに主任保 の音 との でき の でき の でき の でき でき でき でき ない の が い い い い	処遇改善等加算 の加算取得のために主任保育士の職位の設定が必要と考え、加算の取得に際して新たに主任保育士の職位の設定を行った小規模保育事業所(事業所内保育事業所(A型又はB型)を含む。)及び企業主導型保育事業所(定員が19人以下の事業所に限る。)であって主任保育士と副主任保育士等の業務分担が困難な事業所においては、関係規定の見直しを行い「副主任保育士等」及び「職務分野別リーダー」に対応する職位のみの配置とすることにより、「副主任保育士等」として直接の賃金改善の対象とすることが可能です。
139							副食費徴収免除加算	1号認定子どもについ 子どもについ 子どもには、月毎 ででででは、では、 ででででででででいる。 日本のとでででででででいる。 日本のでででででいる。 日本のででででいる。 日本のででできる。 日本のででできる。 日本のででできる。 日本のででできる。 日本のでできる。 日本のでできる。 日本のでできる。 日本のでできる。 日本のでできる。 日本のでできる。 日本のでできる。 日本のでできる。 日本のでできる。 日本のでできる。 日本のできる。 日本のでできる。 日本のでできる。 日本のでできる。 日本のでできる。 日本のでできる。 日本のでできる。 日本のできる。 日本のでできる。 日本のでできる。 日本のでできる。 日本のでできる。 日本のでできる。 日本のでできる。 日本のでできる。 日本のでできる。 日本のでできる。 日本のできる。 日本のできる。 日本のできる。 日本のできる。 日本のでできる。 日本のでできる。 日本のでできる。 日本のできる。 日本のできる。 日本のでできる。 日本のでできる。 日本のでできる。 日本のでできる。 日本のでは、 日本のでは、 日本のでのできる。 日本のでできる。 日本のでは、 日本のでのできる。 日本のでのできる。 日本のでのできる。 日本のでのできる。 日本のでは、 日本のでのできる。 日本のできる 日本のできる 日本のできる 日本のできる 日本のできる 日本のできる 日本のできる 日本のできる 日本のできる 日本のできる 日本のできる 日本のできる 日本のできる 日本のできる 日本のでを 日本のでを 日本のできる 日本のでを 日本のでを 日本のでを 日本のでを 日本のでを 日本のでを 日本のでを 日本のでを 日本のでを 日本のでを 日本のでを 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので 日本ので	「号談定すともにづいては、月の結長美心日数により加算額を算定する必要があることがら、皆月の中間が必要としています。ただし、事務負担の軽減の観点から、施設からの加算申請を数ヶ月分まとめて受理し、認定する(例:4,5,6月分 の申請を6月にまとめて受ける)などの運用を妨げるものではありません。ただし,9月の加算認定については、所得の判定に用いる市町村民税所得割合算額が前年度から当該年度に切り替わることにより、副食費徴収免除対象子どもの数に変 動が生じる可能性があることにご紹育ください
140							副食費徴収免 除加算	1号認定子どもについ て、副食費徴収免除口を における給食実施日を 「施設(事業所)がお把握 でいる各月初日に握り でいる各月初日による 副食の提供予定」と 調食の提供予定」と 調金 いますが、 制合につい でいる の の の の の の の は の は の は の は の は の は の	虚偽や不正の手段により加算を受けた場合を除き、改めて加算認定をし直す必要はありません。ただし、申請と実績に大きな乖離が続く場合などについては、その理由について、施設(事業所)から説明を求めるなど加算認定に当たって丁寧な対応をお願いします。

No.	Ź	幼仔	1	家	小	事	居	事項	問	答
141								副食費徴収免 除加算	1号認定子どもについ て、一部では一個では で、一部でとっていますののでは をとっています を登する子どもできるが。 は、副をとって は、副体 は、副体 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	副食費徴収免除加算において、給食実施日とは「利用子どもの全てに副食の全てを提供する日」とし、「施設(事業所)の都合によらずに副食の一部又は全部の提供を要しない利用子どもについては副食の全てを提供しているものとみなすものとする」としているため、希望する子ども全員に副食の全てを提供できる体制をとっている日については、給食実施日に該当します。
142							Ē	副食費徴収免 除加算	1号認定子どもについて、夏休み期間など長期 て、夏休み期間など長期 休業中の預かり保育や一 時預かり事業において副 食を提供した場合、副食 費徴収免除加算における 給食実施日に該当します か。	預かり保育や一時預かり事業における副食の提供については、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しません。
143								副食費徴収免 除加算	て、午後に預かり保育を 利用する子どもに対して 副食を提供した場合は、	施設(事業者)が給食として食事を提供しており、預かり保育を利用しない子どもも含め希望する子ども全員に副食の全てを提供できる体制をとっている場合は、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当します(この場合、給食の提供に要する費用について、預かり保育の経費に計上することはできません。)。なお、預かり保育を利用する子どもに限定して副食を提供できる体制をとっている場合は、副食費徴収免除加算における給食実施日に該当しません。

No.	幼	呆言	忍家	小	事	居	事項	問	答
144						10 H	副食費徴収免 除加算	1号認定子どもについ て、同じ月に副食の全部 を提供する日と、副の全部 や牛乳のみなど、副をの 一部を提供すると目がある 一部を提供するともに のの を提供するともに を 強い免除加算に も は は は は は は は は は は は は は は は は は は	副食費徴収免除加算において、給食実施日とは「利用児童の全てに副食の全てを提供する日」としているため、牛乳やおやつのみの提供など副食の一部のみを提供する日については、給食実施日に該当しません。
145							副食費徴収免 除加算	提供している場合、副食	施設が利用子どもに対して副食を提供できるにも関わらず、副食を提供していないのであれば、利用児童の全てに副食の全てを提供してはいないことから、給食実施日に該当しません。なお、3歳児について希望する者には副食の全てを提供できる体制を取っている場合は、給食実施日に該当します。
146							副食費徴収免 除加算	1号認定子どもについ て、4歳児に給食を提供 するが5歳児は遠足等の 行事で弁当持参とする日 があった場合、副食費徴 収免除加算における給食 実施日に該当しますか。	ひと副長を提供とさる体制を取りている場合は、心設の能合によりす一部の子ともが副長の一部よだは主部の提供を安し ない場合であっても、給食実施日に含めて差し支えないとするものです。 左記の例では、5 歳児については清兄で外出しており副食を提供を要しない一方、4 歳児については給食を提供している

No.	ź	幼児	記	家	! 小	事	居	事項	問	答
147								副食費徴収免 除加算	1 てのをも「給きの供費給かのは関連では、日本のといるをは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	1号認定子どもについて、卒園式以降の日についても、卒園児以外の希望する全員に副食の全てを提供できる体制を取っている日であれば、これを給食実施日に含み、卒園児を含めた全ての副食費徴収免除対象子どもに対して加算されます。また、卒園式の日以降に預かり保育事業を利用する場合で、同事業の中で提供される副食費は、副食費徴収免除加算には該当せず、無償化FAQ12-9の長期休業中と同様に、施設が認定保護者から徴収することが可能です。
148		C						委託費の経理	教育・保育の無償化に伴い、施設が徴収することとなった副食費について、社会福祉法人会計基準上、収支計算書、事業活動計算書においてどのように区分するべきでしょうか。	中区分 的利用者等利用料収入 小区分)利用者等利用料収入(一般)
149	(0))C	0	C	0	施設機能強化 推進費加算	本加算は、火災・地震等 の災害時に備え、施設の 総合的な防災対策を図る 取組に必要となる経費が 加算の対象となります が、災害備蓄品の購入は 対象となりますか。	施設機能強化推進費加算において、施設の総合的な防災対策を図る取組については、避難訓練や防災教育などの活動に限らず、避難具の整備や災害に備えた物品の購入も対象となります。

ľ	No.	幼	保	認	家	小事	居	事項	問	答
	150		0	0				公国	価において充足すべき職 員の構成は、本園と同様	本園・分園の基本分単価については、それぞれの利用定員別に算定することとしており、分園についても、本園同様、「年齢別配置基準」だけではなく、「その他」の職員(施設長を除く)についても充足する必要があります(ただし、嘱託医については、中心園に配置していることから分園においては配置不要。また、調理員等については、中心園から給食を搬入する場合は、配置不要)。
	151							教育標準時間 認定子どもの 利用定員を設 定しない場合	/» +/ +/ 1 /+ -+	教育標準時間認定子どもの利用定員は設定しているものの、利用子どもがいない場合においても、当該調整は適用されます。 なお、この取扱いは幼保連携型認定こども園に限るものではなく、他の類型の認定こども園にも適用されます。
	152							日割り計算	再度B自治体で支給認定 を取得させ、施設型給付 を日割り計算する必要が	通常、月途中での入退所があった場合、転出元自治体においては支給認定の取消しを行うとともに転入先自治体において新たに支給認定を行い、施設型給付費については日割り計算を行うこととなります。 しかし、5歳児が卒園後に転居した場合にあっては、転居先自治体において新たに特定教育保育施設を利用する事は考えにくいことから、転出元自治体において支給認定を3月末まで取り消さず、卒園月の施設型給付を一括して給付することを基本としてください。その際、転出元自治体と転入先自治体で密に連絡を取り、支給認定・給付の重複が生じないようご留意ください。

No.	幼	保	認	家	小	事	事項	問	答
153		0	0	0	0	0	土曜日に閉/ する場合	ハール グロ ひはルカ ひ ている ひ	原則、開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取扱いますが、事前に利用希望があり保育を提供するために開所したのであれば、当日キャンセルにより利用する子どもがいなくなり保育の提供ができなくなったとしても、開所しているものと取扱います。また、保育の利用希望がなく閉所する予定で、土曜日に閉所する場合の調整の適用を受ける認定を受けた施設であっても、利用希望に変更があり、保育を提供するために開所した場合は、開所しているものと取扱います。
154		0	0	0	0	0	土曜日に閉/ する場合		が適用されます。

No.	幼	保	認	家 /	小事	居	事項	問	答
155	0		0				給食実施加算	理して施設に搬入しているなど、自園調理と外部	自園調理の場合でも、献立の一部を外部搬入して提供する場合も通常あるものと考えられます。(パン・サラダ・ゼリーなど) したがって、食事の一部を外部搬入している場合でも、施設内の調理設備を使用して調理した食事と併せて提供している場合には自園調理の単価を適用して差し支えありませんが、提供する食事の大半が外部搬入となっているなど、主たる給金の提供方法が「整設内の調理設備を使用してきぬ物物のに調理を行っている。方法と考えられてい場合には、外部搬入
156	0		0				給食実施加算	週のうち数日、自園調理によって給食を提供し、 残りの数日を提供入に 残りの数日を提供する場合は、それぞれの日数に 合は、それぞれの日数に それぞれの単価を 額を合計して 額を合うでしょうか。	適用する単価は自園調理分もしくは外部搬入分のいずかれか片方になります。左記のような場合は、園が提供する食事の 実態を総合的に勘案し、園の実態として主たる給食の実施形態がどちらであるかによって判断してください。
157	0		0				給食実施加算	購入した食材を電子レンラ場を電子よる場合は、 を実施している場合は、 を実施しての単位を を用いてしまのの単でしまるのが を用いてが を用いてが のがのがでしまるのが を用いてが のがのがでしまるのが を用いてが のがのがでしまるのが でが、 も外部でしまるのでしまるのが。	搬入後に施設内において喫食温度まで加温し提供する場合は、外部搬入分の単価を用います。
158		0	0)() (土曜日に閉所 する場合	年末年始に土曜日がある 場合、閉所すると減算が 適用されるのでしょう か。	年末年始(12月29日から1月3日)の間にある土曜日については、閉所した場合であっても減算は適用されません。

No.	幼化	マラス おおり おおり こうしゅう こうしゅう おいし こうしゅう おいし おいま おいま こうしゅう かいしゅう かいしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう	家	小	事居	事項	問	答
159	C			0		所長(管理 者)設置加算	職員の急な休みに対応するため、施設長(管理者)が業務を代行した場合、「実際にその施設の運営管理の業務に専従」していものとして減算が適用されるのでしょうか。	施設長(管理者)が急に休んだ職員の業務を代わりに行った場合等、止むを得ず緊急的に施設長(管理者)が他の業務を 行った場合は「兼務」として取り扱わず、減算は適用されません。
160	C		(0	0	休日保育加算	共同 (輪番)により年間を通じて休日等に開所する場合の申請についてはどのようにすればよいでしょうか。	他施設・事業所(居宅訪問型保育事業を除く)と共同(輪番)により年間を通じて休日等に開所する場合の加算の申請に ついては、共同保育を実施する各施設・事業所ごとに行ってください。
161	C			0	0	休日保育加算	正業工等望ば 育施設との 共同 (輪番)により年間 を通じて休日等に開所する場合、企業主導型保育 施設を利用した分の申請 についてはどのように	他施設・事業所(居宅訪問型保育事業を除く)や企業主導型保育施設との共同(輪番)により年間を通じて休日等に開所する場合における、企業主導型保育施設を利用した分の申請については、例えば以下のようなことが考えられます。企業主導型保育施設を利用した子どもが在籍する施設・事業所ごとに、それぞれが企業主導型保育施設を利用した分を上乗せして申請する(申請した各施設・事業所から企業主導型保育施設に利用した分を支払う)代表する施設・事業所が、他施設・事業所分もまとめて一括で企業主導型保育施設を利用した分を上乗せして申請する(代表して申請した施設・事業所から企業主導型保育施設に利用した分を支払う)なお、申請方法や企業主導型保育施設への支払い等については、共同(輪番)により年間を通じて休日等に開所する際の実施要綱や運営規程に位置づけるようお願いします。
162	C		0	0	0	土曜日に閉所 する場合	土曜日にA園とB園との 共同保育を、A園で実施 したが、B園の在籍児し か利用がなかった場合、 保育の提供がないものと して閉所しているものと 取り扱われるのでしょう か。	土曜日に閉所する場合の調整は、原則として、開所していても保育を提供していない場合(自園の子どもがいない状態)に適用されます。共同保育であっても、自園の子どもに対し保育の提供が行われていない場合は、同様に閉所しているものと取り扱われます。当該事例については、A園は閉所、B園は開所と取り扱われます。

No.	幼	力保	認	家	小	事	居	事項	問	答
163								栄養管理加算	るのでしょうか。	栄養士を派遣契約により施設に配置する場合は、派遣契約は「雇用契約等」に該当し、「配置」となります。(「兼務」に該当する場合を除きます。) 法人本部で雇用する栄養士が、各施設へ赴き、施設に栄養士が配置されている場合と同様に、献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を行う場合は、「配置」となります。(「兼務」に該当する場合を除きます。)
164	C			0	0	0	0	その他	算の認定にまで至っていない場合、各施設・事業者への加算の支給については、どのように対応すればよろしいでしょうか	施設型給付等の支給については、法令上は毎月支給するものとされていることから、毎月支給あるいは前払いとしての概算払いにて対応いただく必要があります。 支給額については、各種加算額も含めて各施設・事業者が教育・保育を実施するために通常要する費用の額となることを踏まえ、市町村において加算の認定にまで至っていなかったとしても、従前の実績等から判断して認定の可能性が高いと思われる加算については、各施設・事業者からの申請をもって暫定的に支給し、加算の認定が行われた後に確定し、遡及して適用するなど、各施設・事業の運営に支障が生じないように配慮をお願いします。 また、処遇改善等加算については、都道府県知事等が加算の認定を行うこととされていますが、これについても同様の取扱いとしてください。
165								処遇改善等加 算	職員に対して重点的に講じられるよう留意する」	処遇改善等加算に係る賃金改善要件分を特定の保育従事者等に合理的な理由なく偏って配分するといった、恣意的な賃金 改善が行われないよう留意する必要があります。 従って、若手職員への配分を厚くする、保育従事者の経験に応じて傾斜をつけるなど、合理的な理由により施設の方針に 基づき賃金改善を行うことは差し支えありません。

No.	4	幼児	引記	家	小	事	居	事項	問	答
166								処遇改善等加 算	処遇改善等加算 の新規 事由はどういう場合に該 当するのでしょうか。	処遇改善等加算 について、「加算新規事由がある」とは、加算額が増加することを意味するものではなく、施設・事業所に適用される「賃金改善要件分」自体が制度的に拡充される(=加算率が引き上がる)ことを意味し、新たに賃金改善要件分を適用する場合を含め、次の ~ が該当します。 賃金改善要件分に係る加算率が公定価格の改定により増加する場合 キャリアパス要件を新たに満たした場合(「賃金改善要件分からの2%減」が解除) 平均勤続年数の増加(加算前年度:10年以下 加算当年度:11年以上)により、賃金改善要件分の加算率が増加(6% 7%)する場合 加算当年度から新たに加算 の賃金改善要件分の適用を受ける場合(加算前年度に加算 の賃金改善要件分の適用を受けていないが、それ以前に適用を受けたことがある場合も含む) また、加算率の増加のない施設・事業所において、他の施設・事業所の特定加算見込額の一部を受け入れる場合についても、新規事由に該当します。 なお、以下の場合は、新規事由には該当しません。・利用児童の増加により加算 の加算額が増加する場合・加算 以外の加算(例:3歳児配置改善加算)の新規取得等により加算 の加算額が増加する場合・「基礎分」の加算率が増加する場合
167								処遇改善等加 算	次のような事例は処遇改善等加算 の「新規事由」に該当しますが。 別表に定める「基で関連を関係を受け、の追加の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の	処遇改善等加算 について、「加算新規事由がある」とは、以下に該当する場合のみを指します。 ・賃金改善に係る算定額(【加算 - 】40,000円・【加算 - 】5,000円)の増額改定による単価の増加
168								処遇改善等加 算	基準年度について、「加 算前年度とすることがあるとい事情があると認か事情があるといか。 年度の3年前のでは、 年度の3年前のでされてといる。 年度では、 はいのでは、 はいるは、 はいのでは、 といっと、 はいのでは、 といっと、 といっと、 といっと、 といっと、 といっと、 といっと、 といっと、 とっと、 と	施設・事業所において、加算前年度以前に国による処遇改善を超える賃金改善を先立って行っている場合や人事院勧告に 伴う国家公務員給与改定を踏まえた公定価格の減額改定を反映させず、給与水準を維持した場合等を想定しています。

No.	幼	保富	忍多	引	事	居	事項	問	答
169								同一の設置者・事業者の 賃金水準をもとに新規開 設園の起点賃金水準を算 出する場合は、どのよう に算出すればよいでしょ うか。	同一の設置者・事業者の賃金水準に基づき新規開設園の「起点賃金水準」を算出する場合は、基準年度となる開設前年度 (=加算前年度)の同一の設置者・事業者の賃金テーブルから加算前年度の処遇改善等加算分を除いて算出してくださ い。
170							処遇改善等加 算	計画段階においては、加 算当年度の人件費の改定 分に係る改定率は0%で よろしいでしょうか。	計画書提出時に加算当年度の人件費の改定率が示されていない場合は、当該部分は0%として取扱います。
171							処遇改善等加 算	処遇改善等加算通知で 通知でいる「事業主負事 が事業主負事」 が、朝祖当者のは が、明の方法にして が、可能と理かの が、可能と のでしょうか。	お見込みのとおりです。別の方法で算定する場合は、算定の考え方について説明できることが必要です。
172							処遇改善等加 算	処遇改善等加算 の賃金 改善を手当等で行っている場合、賃金改善見込 実績額及び賃金水準の対象は「決まっと 定の対象は「決まっと 「支払われる手という理 が。	

No.	幼(呆言	忍?	家 /	\ 事	居	事項	問	答
173							処遇改善等加 算	「平成28年度における処 遇改善等加算の取扱いに ついて」(平成28年6月 17日3府省連名事務連 絡)の3. に「基準年 度における賃金水準を適	(簡便な算定方法) 「基準任度における賃金水準を適用した場合の賃金公額
174							処遇改善等加 算	別紙様式2キャリアパス 要件届出書は、内容に変 更がない場合は、提出を 省略できるでしょうか。 【修正】	令和2年度においては、全ての施設・事業所の設置者から別紙様式2キャリアパス要件届出書の提出が必要です。ただ、 それ以降については、満たしている状況に変更がないことが確認できる場合、提出を省略することができます。
175								(以下「事業主負担 分」)が含まれることに なります。 「起点賃金水準」には事 業主負担分は含まれませ んが、「賃金改善計画	<算式> 「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」

No.	幼	保	忍暑		事	居	事項	問	答
176							処遇改善等加 算	扱えばいいでしょうか。 <算式>(処遇改善等加	処遇改善等加算通知第4の2(3)才に定める比較は、事業主負担分を含めて行うこととなります。 同通知第4の2(3)才の の〈算式〉により算出する公定価格における人件費の改定分が人件費(「各職員の増額改定分の 合算額」)に充てられているかを確認するためのものになりますので、 ・公定価格における人件費の改定分については同通知第4の2(3)才の の〈算式〉通りに算定した金額 ・人件費(「各職員の増額改定分の合算額」)については事業主負担分を加えた金額 とすることになります。
177							処遇改善等加 算	合(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	【加算新規事由がある場合】 配分額について、「基準年度と比較して受入が上回る(拠出が下回る)場合」は、基準年度との配分額の差額を特定加算見込(実績)額に加え、「基準年度と比較して受入が下回る(拠出が上回る)場合」は、基準年度との配分額の差額を特定加算見込(実績)額から減じます。 【加算新規事由がない場合】 基準年度の賃金水準に配分変更を反映することになりますが、「配分額」に法定福利費等の事業主負担金が含まれている一方で、「基準年度の賃金水準」には含まれません。このため、配分額について、「基準年度と比較して受入が上回る(拠出が下回る)場合」は、配分額の基準年度との差額から法定福利費等の事業主負担分(以下の算式を標準として算出)を差し引いた金額を、基準年度の賃金水準に加えます。また、「基準年度と比較して受入が下回る(拠出が上回る)場合」は、配分額の基準年度との差額から法定福利費等の事業主負担分を差し引いた額を、基準年度の賃金水準から減じます。 〈算式〉「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「拠出見込(実績)額等」

No.	Ź	幼化	認	家	: 小	事	居	事項	問	答
178								処遇改善等加 算	適用を受けておらず、それ以前に適用を受けたことがある場合、基準年度の賃金水準についてどの	加算前年度に加算 賃金改善要件分(加算)の適用を受けておらず、それ以前に適用を受けたことがある場合については、「加算 (加算)新規事由あり」に該当し、「特定加算見込(実績)額」を、加算当年度に初めて適用を受けた場合と同様の方法で算出します。このため、基準年度(加算 賃金改善要件分(加算)の適用を受けて直近の年度)の賃金水準は、加算 賃金改善要件分(加算)の適用を受けていないものとして算出する必要がありますので、基準年度における加算 賃金改善要件分(加算)による賃金改善額を除いて算出することになります。
179								処遇改善等加 算	起点賃金水準に合算する 「基準翌年度から加算当 年度までの公定価格に ける人件費の改定分」 は、「決まって毎月支払 われる手当」及び「基本 われに係るのでしょうか。 象となるのでしょうか。	
180								処遇改善等加 算	賃金改善要件分の加算率が7%から6%に下がった場合、どのように取り扱えばよろしいでしょうか。	職員の平均経験年数が変動し、加算 賃金改善要件分の加算率が7%から6%に下がった場合は「加算 新規事由なし」に該当します。 この場合の起点賃金水準の算定に当たっては、「加算前年度の賃金水準」から「加算当年度の加算 賃金改善要件分 1 % に相当する加算額(1)」(法定福利費等の事業主負担分(2)を除く)を減じてください。その際、様式の欄外等にその旨を記載いただくようお願いします。その上で、「賃金見込(支払賃金)総額」が「起点賃金水準」を下回っていないか確認してください。 1 利用子どもの認定区分及び年齢区分ごとに、次の<算式1>により算定した額を合算して得た額(千円未満の端数は切り捨て) < 算式1> 「加算当年度の加算 の単価の合計額」×「(見込)平均利用子ども数」×「賃金改善実施期間の月数」2以下の<算式2>を標準として算出 < 算式2> 「基準年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「基準年度における賃金の総額」×「加算当年度の加算 賃金改善要件分 1 %に相当する加算額」

No.	幼	保	認	家	小	事	居	事項	問	答
181							****	処遇改善等加 算	維持しました。このよう	令和3年度より、加算新規事由がない施設・事業所についても、人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた公定価格の減額改定を反映させず、給与水準を維持した場合等、施設・事業所において加算前年度を基準年度とすることが難しい場合には、加算当年度の3年前を基準年度として選択することが可能です。

<以下、Ver.20において追加>

No.	幼	保富	忍家	小	事	居	事項	問	答
182							処遇改善等加 算	処の2 に 一 の2 に が の3 に の3 に の4 に の5 に の5 に の6 に の6 に の6 に の6 に の7 に の6 に の6 に の7 に の6	処遇改善等加算通知第3の2に記載の「業績等」とは、事業者の業績等ではなく、職員個人の業績等を指し、「業績等に応じて変動するもの」とは、事業者の給与規定等に基づき、職員個人の業績等に応じて変動することとされている賞与等を指します。 したがって、事業者の業績等の低下を理由として、賃金の水準を低下させることはできません。

子ども・子育て支援新制度における地域区分(令和2年度改定)

地 か	+ mT ++	4π.∔h
都道府県		級地
北海道		3/100地域
青森県		
岩 手 県		
<u> </u>	多賀城市	10/100地域
宮城県	仙台市 富谷市 七ヶ浜町 [大和町]	6/100地域
	<u>塩釜市</u> 名取市 <u>村田町</u> 利府町	3/100地域
秋田県		
山形県		
福島県		
	取手市 つ(ば市	16/100地域
	守谷市	15/100地域
	牛久市	12/100地域
茨城県	水戸市 日立市 土浦市 龍ヶ崎市 <u>稲敷市</u> [<u>石岡市</u>] 阿見町	10/100地域
	古河市 <u>常総市</u> ひたちなか市 <u>坂東市</u> 神栖市 つくばみらい市 [那珂市] <u>大洗町</u> 河内町 <u>五霞町</u>	6/100地域
	<u>境町</u> 利根町 [<u>東海村</u>]	
	結城市 下妻市 常陸太田市 笠間市 鹿嶋市 潮来市 筑西市 <mark>桜川市 茨城町 城里町 八千代町</mark>	3/100地域
栃木県	宇都宮市 大田原市 <u>さくら市</u> 下野市 野木町	6/100地域
1/// // //	称不市 <u>佐野市</u> 鹿沼市 <u>日光市</u> 小山市 具尚市 <u>上二川町 芳賀町 士生町</u>	3/100地域
	高崎市 <u>明和町</u>	6/100地域
群馬県	前橋市 桐生市 伊勢崎市 太田市 沼田市 渋川市 みどり市 吉岡町 東吾妻町 玉村町 板倉町	3/100地域
	<u>千代田町 大泉町 榛東村</u>	0/1002623
	和光市	16/100地域
	さいたま市 蕨市 志木市	15/100地域
	東松山市 狭山市 朝霞市 ふじみ野市	12/100地域
埼玉県	新座市桶川市富士見市坂戸市鶴ヶ島市	10/100地域
	川越巾 川口巾 付田巾 所状巾 畝能巾 加須巾 春日部巾 羽生巾 馮果巾 米谷巾 上尾巾	
	草加市 越谷市 戸田市 入間市 久喜市 北本市 八潮市 三郷市 蓮田市 幸手市 吉川市	6/100地域
	白岡市 伊奈町 三芳町 川島町 鳩山町 <u>ときがわ町</u> 宮代町 杉戸町 松伏町 滑川町	
	熊谷市日高市毛呂山町 越生町 嵐山町 吉見町	3/100地域
	我孫子市 袖ケ浦市 印西市	16/100地域
	千葉市 成田市 習志野市	15/100地域
	船橋市 浦安市	12/100地域
千 葉 県	市川市 松戸市 佐倉市 市原市 八千代市 富津市 四街道市	10/100地域
	野田市茂原市東金市柏市流山市鎌ヶ谷市白井市香町市大網白里市「木更津市」	6/100地域
	[君津市] 酒々井町 栄町 白子町 [長柄町] [長南町]	
	鴨川市 八街市 富里市 山武市 九十九里町 芝山町 大多喜町	3/100地域
	特別区 武蔵野市 調布市 町田市 小平市 日野市 国分寺市 狛江市 清瀬市 多摩市	20/100地域 16/100地域
		15/100地域
市 六 #	八王子市 三鷹市 青梅市 府中市 昭島市 小金井市 東村山市 国立市 福生市 稲城市 西東京市 立川市 東大和市 [東久留米市]	12/100地域
宋 尔 旬		10/100地域
		6/100地域
	<u>奥多摩町</u>	
	武蔵村山市 瑞穂町 横浜市 川崎市 厚木市	3/100地域
	横浜巾 川崎巾 厚木巾	15/100地域
	蘇眉中 選丁中 相模原市 藤沢市 海老名市 座間市 愛川町	12/100地域
神奈川県	横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 三浦市 大和市 伊勢原市 綾瀬市 葉山町 <u>寒川町</u>	10/100地域
	秦野市 大磯町 二宮町 中井町 大井町 山北町 清川村	6/100地域
	<u>新根町 1 1 1 1 1 1 1 1 1 </u>	3/100地域
新潟県	<u>利用では</u> 新潟市	3/100地域
	富山市 南砺市 上市町 立山町 舟橋村	3/100地域
	金沢市 津幡町 内灘町	3/100地域
	福井市	3/100地域
<u>ін</u> /і Л	甲府市	6/100地域
山梨県	南アルプス市 <u>北杜市 甲斐市</u> 上野原市 <u>中央市 市川三郷町 早川町 身延町 南部町 昭和町</u>	
	富士河口湖町 道志村	3/100地域
	<u>塩土の日本の</u> 塩塩の	6/100地域
長野県	長野市松本市上田市阿谷市飯田市 諏訪市伊那市大町市茅野市長和町下諏訪町	
	辰野町 箕輪町 木曽町 南箕輪村 大鹿村 木祖村 朝日村 筑北村	3/100地域
	岐阜市 海津市	6/100地域
岐阜県	大垣市 高山市 多治見市 関市 羽島市 美濃加茂市 土岐市 各務原市 可児市 瑞穂市	
	本巣市 岐南町 笠松町 神戸町 安八町 北方町 坂祝町 八百津町 御嵩町	3/100地域
	福野市	15/100地均
#4 FZ :5	静岡市 沼津市 盤田市 御殿提市	6/100地域
静岡県	浜松市三島市富士宮市島田市市富士市焼津市掛川市藤枝市袋井市湖田市山水南町	
	清水町 長泉町 小山町 川根本町 森町	3/100地域

(別添1)

_	ענת)			
都道府県		県	市町村	級地
			刘谷市 豊田市 日進市 	16/100地域
			名古屋市 豊明市	15/100地域
			西尾市 知多市 知立市 清須市 みよし市 長久手市 東郷町	10/100地域
愛	知	県	岡崎市瀬戸市春日井市豊川市津島市碧南市安城市 蒲郡市 犬山市江南市稲沢市	
			東海市 大府市 尾張旭市 <u>高浜市</u> 岩倉市 田原市 愛西市 北名古屋市 弥富市 あま市	6/100地域
			豊山町大治町蟹江町 幸田町 飛島村	
			豊橋市 一宮市 半田市 常滑市 小牧市 <u>新城市</u> 大口町 扶桑町 阿久比町 東浦町 <u>武豊町</u>	3/100地域
			鈴鹿市	12/100地域
≡	重	ı	四日市市	10/100地域
-	ᆂ	乐	津市桑名市 亀山市 木曽岬町	6/100地域
			名張市 <u>いなべ市</u> 伊賀市 東員町 菰野町 朝日町 <u>川越町</u>	3/100地域
			大津市 草津市 栗東市	10/100地域
滋	賀	県	彦根市 守山市 甲賀市 [野洲市]	6/100地域
			長浜市 湖南市 <u>高島市</u> 東近江市 <u>米原市 日野町</u> <u>竜王町 愛荘町</u> <u>多賀町</u>	3/100地域
			長岡京市	16/100地域
			京田辺市	12/100地域
÷	都	广	京都市 向日市	10/100地域
水	间	ИĄ	宇治市 亀岡市八幡市 南州市市 大山崎市 三大山崎町 笠置町 和東町 精華町	
			[久御山町][宇治田原町]	6/100地域
l			<u>井出町</u> 南山城村	3/100地域
				16/100地域
			池田市 高槻市 大東市 門真市 高石市 大阪狭山市	15/100地域
+	Γ Γ	应	豊中市 吹田市 寝屋川市 松原市 箕面市 羽曳野市	12/100地域
^	阪	ИД	堺市 枚方市 茨木市 八尾市 柏原市 摂津市 藤井寺市 東大阪市 交野市 [島本町]	10/100地域
			岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 泉南市 四條畷市	C /4 O O t th t = 1
			阪南市 豊能町 <u>能勢町</u> 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町 太子町 河南町 千早赤阪村	6/100地域
			西宮市 芦屋市 宝塚市	15/100地域
			神戸市	12/100地域
兵	庫	県	尼崎市 伊丹市 高砂市 川西市 三田市	10/100地域
			明石市 赤穂市 丹波篠山市 猪名川町	6/100地域
			姫路市 加古川市 三木市 小野市 加東市 加東市 稲美町 播磨町	3/100地域
			天理市	12/100地域
			奈良市 大和郡山市 [川西町]	10/100地域
奈	良	県	大和高田市 橿原市 生駒市 香芝市 葛城市 [御所市] 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町	6/100地域
			上牧町 王寺町 広陵町 河合町	0/1001电线
			桜井市 五條市 宇陀市 三宅町 田原本町 高取町 吉野町 山添村 曽爾村 明日香村	3/100地域
和		県	和歌山市 橋本市 <u>紀の川市</u> <u>岩出市</u> <u>かつらぎ町</u>	6/100地域
鳥		県		
島	根			
畄	Щ	県	岡山市 <u>玉野市</u> 備前市	3/100地域
広	島	쀠	広島市 府中町	10/100地域
Ш	피	.,.	<u>吳市</u> 竹原市 古原市東広島市廿日市市安芸高田市熊野町安芸太田町世羅町 海田町坂町	3/100地域
日	П		<u>岩国市</u> 周南市	3/100地域
徳	島	県	徳島市鳴門市小 <u>小松島市</u> 阿南市美馬市一勝浦町一松茂町、北島町、藍住町	3/100地域
香	Ш	制	高松市	6/100地域
			坂出市 <u>さぬき市</u> 三木町 <u>綾川町</u>	3/100地域
	媛			
高	知	県		
			福岡市春日市福津市	10/100地域
福	畄	県	大野城市 太宰府市 糸島市 那珂川市 志免町 新宮町 粕屋町	6/100地域
			北九州市 飯塚市 筑紫野市 古賀市 宮若市 宇美町 篠栗町 須恵町 久山町	3/100地域
佐	賀	旦	<u>佐賀市 吉野ヶ里町</u>	6/100地域
			<u>鳥栖市</u>	3/100地域
_			長崎市	3/100地域
熊	本			
大		県		
宮		県		
_	児島	県		
沖	縄	県		
	1	上記	に記載のない市町村は「その他地域」となる。	

- 1 上記に記載のない市町村は「その他地域」となる。
- 2 <u>下線</u>は人事院及び総務省の級地指定がない地域を示す。
- 3 太字は教育・保育の補正措置の条件を満たす地域を示す。
- 4 []内は経過措置が適用されている地域を示す。

<賃借料加算の加算額の区分>

区分		都道府県
a地域	標	■ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
رحات میں ا	都市部	
1 1161-#	標	\$
b地域 	都市部	⊣静岡県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県 『 ■
c地域		呂城宗・次城宗・伽水宗・矸尚宗・세尚宗・口川宗・伎野宗・愛和宗・二里宗・
CIULLY	都市部	和歌山県・鳥取県・岡山県・広島県・香川県・福岡県・沖縄県
d地域	標	■ 北海道・青森県・岩手県・秋田県・山形県・福島県・富山県・福井県・山梨県・ 一岐阜県・島根県・山口県・徳島県・愛媛県・高知県・佐賀県・長崎県・熊本県・
UI ELIK	都市部	¬岐早宗・局依宗・山口宗・徳島宗・愛媛宗・同和宗・佐貞宗・伎崎宗・熊本宗・ 『大分県・宮崎県・鹿児島県 ────────────────────────────────────

[「]都市部」とは、前年度における4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村をいう。

< 降灰除去費加算の対象地域 >

(別添3)

	降灰防除地域
桜島	鹿児島県鹿児島市(旧鹿児島市、旧桜島町)、垂水市の区域、霧島市(旧福山町)、鹿屋市(旧輝北町)の区域
阿蘇山	熊本県阿蘇市、産山村、高森町、南阿蘇村の区域
雲仙岳	長崎県島原市、南島原市(旧深江町、旧有家町、旧北有馬町、旧西有家町、旧布 津町)の区域
霧島山 (新燃岳)	宮崎県都城市、小林市、三股町、高原町の区域、日南市の区域

活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域が対象